午前九時〇〇分開議

○議長(高野正君) おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元配付のとおりです。

4番、北村議員の質問を許します。4番、北村議員。

○4番(北村龍二君) おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

災害時におけるきめ細やかな取り組みについて。

第3回定例会の一般質問に当たり、2点に質問をさせていただきたいと思います。

災害弱者とは、災害時、自力での避難が通常の人より難しく、避難行動に支援を要する 人をいい、防災行政上は災害時要援護者と言われています。主に障害者、傷病者、体力の 衰えた方や認知症の高齢者、妊婦、乳幼児、外国人、旅行者など、たくさんの例がありま す。

災害弱者は、その特性から避難所に着くのが災害弱者ではない人よりも遅く、避難所で 災害弱者がスペースをとることができず、避難所で受けられる情報などの支援を受けるこ とができないことが過去の災害でも何度もあったと、今回の地震・津波対策特別委員会の 行政視察でもそういうお話をよく耳にしました。また、災害時、健康な方であれば津波到 達までの美浜町が要する時間は16分から17分で、当町において今後完成する高台やそ の後に建設される予定の避難タワーなどに避難できることと推測できます。

その中で、町は必然的に健常者の方ばかりの避難訓練などを実施され、リヤカーなどを 利用して高齢者の方と一緒に訓練に参加されている地区も一部あるとお聞きしております が、私は訓練のための訓練では意味がないように思います。

そこで、お伺いします。

避難訓練の方法は、今まで実施してきた形で本当によいのか。今後、訓練方法を見直すつもりはないのか。もう少し、町として災害弱者に対して避難所での取り決めを災害弱者 用にきめ細やかにマニュアルを作成してみてはどうか。

以上、お願いします。

- 〇議長(髙野正君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** おはようございます。

北村議員の1点目でございます。

災害時におけるきめ細やかな取り組みについてのご質問でございます。

その中で、避難訓練の方法は今まで実施してきた形で本当によいのか。 2 点目が、今後 訓練方法を見直すおつもりは、この 2 点につきましてあわせてお答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、本町で実施してございます津波避難訓練につきまして

は、参加者の大半が健常者であると思われます。まず、町民全員が津波に対して高いところに逃げるという意識づけや避難場所の確認を行うものであり、年に一度の町内一斉の避難訓練はこれからも同様に続けていくつもりでございます。災害弱者の参加率を上げるための訓練方法の見直しは、今のところ最善の策が見当たらないのが現状でございます。しかし、地区によりましては、自主防災組織の中でリヤカーなどの機材を用意し、お年寄りの方を避難場所へ移動する光景も見られ、議員のおっしゃる訓練のための訓練とは私自身は思ってはございません。逆に、地域、地区の皆様方の熱意に頭の下がる思いでございます。

本町におきましては、本年、去る5月28日に養護老人ホームときわ寮の津波避難訓練を実施した際には、和田西地区から7名の参加がございました。この訓練は、ときわ寮の職員が入所していらっしゃる方を避難させるのが目的でございますが、入所者の大半が車椅子等の補助を要する方々で、職員だけでは入所者全員を高いところに避難させるには職員が何往復もしなければならず、和田西自主防災の皆さんが少しでも避難をスムーズに行えるようお手伝いするというような形で参加していただきました。

また、11月3日に、御坊・日高総合相談センターが主催する障害者を対象とした避難 訓練兼避難所運営訓練を日高町の保健福祉センターにおきまして、日高管内の市町の障害 福祉担当者と防災担当者や県職員等で連携を図りながら実施する予定でございます。そこ で行われる訓練を本町独自で実施できるよう今後検討し、津波避難訓練とは別に災害弱者 の訓練として検討していく必要があると考えてございます。

続きまして、3点目でございます。

災害弱者に対するきめ細やかなマニュアルの作成はにお答えいたします。

まず、地域防災計画第10章に避難行動要支援者対策計画がございまして、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な防災行動をとることが困難な高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対し明記してございます。対象者の把握から、設備の点検、指導、啓発を行うこととなってございまして、また平時におきましては、住民相互の助け合いが避難行動要支援対象者対策につながることから、地域のコミュニティーづくりを支援することとなってございます。

しかし、議員のおっしゃるとおり、災害弱者用の避難所マニュアルは作成しておらず、 今後、和歌山県や福祉及び防災担当者から情報収集、調査をし、近接市町の災害弱者用避 難所マニュアルの作成状況を確認し、策定に向けて検討してまいりたいと、このように 思ってございます。

〇議長(高野正君) 4番、北村議員。

○4番(北村龍二君) 再質問させてもらいます。

災害弱者の参加率を上げるための訓練の内容の見直しはというところで、今のところ最善の策が見当たらないのが現状でありますと。探したということだと理解してよろしいでしょうか。探してないということではないですよね。

11月3日の障害者を対象とした避難訓練兼避難所運営の訓練を日高町と云々という、実施するというお話でありましたが、ことし初めてそれがあったのかどうかということと、今まで避難訓練をずっとこういう企画があったのかどうかということで、ことしこれを例えばこの一般質問、皆さんがきのうに続き、地震、津波のことについて言うたのも含めて、これに参加すると言われたのが、これちょっと1個追加で、追加ではないですけれども、同じ意味で質問させていただきますが、見えるところの施設、これも大事です。ハード面はやれば目立ちますから、本当にやってほしいのはソフトの分ということも言えると思うんです。例えばハードの分とソフトの分というのは、結構ソフトの分というのはもちろんそんなにハードに対してお金かからないので、やる気と言うたら怒られますけれども、やろうと思えばやれる範囲だと私は思います。

障害者、傷病者、今言うた高齢者、妊婦さん、乳幼児、美浜町かなり占めていると思います。どれぐらい占めてるのか、すみません、わかりませんけども、乳幼児だけでもゼロ歳から6歳でももう300人以上、400人近くいてると思われます。その方々が乳幼児さん、高齢者さん含めて築山なり西山なりをお1人で登るのは到底困難だと推測します。じゃあどうするんよと言うたときに、私もそしたらこうせえとすぐには答えられませんけども、こういうところまで、こんなことできるんですよとかいうのを町発信で、自主防災も、もちろん事がたちまち起これば自主防災の活躍で自助、共助、公助で努力しながら、みんなで助け合いながらということはあるんですが、とりあえずはまずは町から発信して統一していただいてというのが私もあります。町として、目に見えない部分のさりげないケアも大切ではないでしょうか。

言葉が悪くなるかもしれませんけども、目に見えるところを頑張っている感は、人間ですからありますからそういうとこを見せたいというのはもちろんありますが、見えてない部分のサポートやサービス、サービス業と町長も昔におっしゃってましたけれども、そのとおりやと思います。ですから、町もできる限りのことをしていただきたいということです。

災害弱者に対するきめ細やかなマニュアルの作成はどうですかということで、避難所マニュアルを近隣市町に照らし合わせてみて検討するのも大事ですが、美浜町という地形も考えていただきたい。たちまち起これば面積の70%や80%がつかるという中で、同じようなマニュアルは果たして通用するかどうかというのも検討していっていただきたいと思います。建物も違いますし、独自の検討をぜひお願いします。

それの作成が和歌山県で一番先、そういう避難所の災害弱者に対する避難所マニュアル、どこにあるか私もわかりませんけども、もしかしたら和歌山県で一番になる可能性もあります。早急にそういうのを一回つくってみてはどうですか。例えば、近隣県やったら高知県とか三重県とかやったら、もしかしたらもう既にできているかもわかりません。うちが遅いのかもわからないです。策定に向けて検討しますと書いておられましたけども、どこまで検討していただけるか、具体的にちょっとお聞かせ願いたいと。もうやりますよと言

うてくれたらそれで終わりになっちゃうんですけども、よろしくお願いします。

〇議長(高野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 北村議員の再質問ということでお答えいたします。

これが答えになるかどうかわかんないんですけども、全体を通じてということなんですけども、議員おっしゃるとおり、ソフトだよ、そしてハードだよ、そしてその中でソフトというようなところについては少しどうかな、置いてけぼりになっているんじゃなかろうかという形、ご発言もあったかと思うんですけども、私自身は、以前からもそうなんですけども、地域の防災計画等々ということで作成もしてございます。

ただ、こういった作成、防災計画等々もそうなんですけども、議員も同様、同感だと思うんですけれども、絵に描いた餅ではだめだと思ってございます。やはり実行力のある計画が必要だと思ってございます。現時点で言っても、そういった形の中で担当課、防災企画課のほうでいろんな形で研究、また検討もし、やっています。

それと、いろんな情報発信ということ、行政がしなければならないこと、これは私自身も多々あろうかと思います。そういった形の中で、議員もご存じだと思うんですけれども、今ピンポイントというんですか、広報みはまのほうもそうなんですけども、たしかネーミングが「防災一口メモ」だったかと思うんですけども、そういった形で多くの読者にぽっと目に入っていただくような形、長々の文だったらなかなか見ていただけない中で、今一口メモ的なことでやっておるような状況なんですけども、基本的にはこういった災害が起こる、また起こった後、いろんな形の中で、やはり日ごろの地域コミュニティーというのが一番私自身大きいんではなかろうかなと、このように思ってございます。

それで言えば、やはり自助があって、そして共助があって、お互いさんですよ、そして 最終的に公助というような形で私自身は考えてございます。決して後ろでふわっとしてお るんじゃないんですけれども、そういった方向がもちろん必要であるし、多くの住民の方 がまずは自分たちで逃げなくてはならない、また自分たちとともに隣近所の人たちも一緒 になって逃げんとあかへんでて、こういった認識が私は必要だと思ってございます。

以前もここでお話もさせていただいたこともあったかと思うんですけども、たしか東日本大震災の、あれは山田町かもしくは大槌の町長だったと思うんですけども、いろんな形、向こうも防災訓練ということでされておったらしいんですけれども、その訓練時に来られておった人はやはり3.11 のときにも高台でお会いしたんですけども、ふだんの訓練のときにお会いしていなかった人は悲しいかな、その高台というか避難所でお会いすることがなかったというような形の町長のお話も、私自身聞いたことがございます。

やはりいろんな形の中で、北村議員がおっしゃるとおり、また避難訓練の中でこんなやり方があるよということであれば、またお教えもいただく中でいろいろ検討、そして研究もしてまいりたいなと、このように思ってございます。

いろんな形で言えば、やはり自分たちでまず自分がというような方向の中で、そして行政のほうも、先ほど言ったとおり自助、共助、公助の中でも一生懸命取り組んでまいると

いうことをここで改めてお約束したいなと、このように思ってございます。

- 〇議長(高野正君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(野田佳秀君) お答えいたします。

11月3日の障害者対象の訓練についてですけれども、御坊・日高圏域自立支援協議会の事業の一つとして、今年度初めて実施するものでございます。平成30年度以降の事業内容、訓練等については、協議会のほうではまだ決まっておりません。

以上でございます。

- 〇議長(高野正君) 4番、北村議員。
- **○4番(北村龍二君)** 町長、絵に描いた餅ではあかんのですけども、絵にも描かんかったら、その餅も取りにも行けやんということなんで。きのう、ちょっと龍神議員もおっしゃってたんですけども、私、避難訓練というのは逃げることだけが訓練じゃないと。きのうHUGのお話もちょこっとされてましたけども、その場に行ったときの後の避難状況、訓練も大切だと。逃げるだけが全てじゃないと、逃げることももちろん大事です。

その中でちょっと言うてはったんが、訓練が実際にシミュレーションで使った施設の避難所で訓練ができたら、より具体的に体感できるのではないかと思うと。避難所の広さ、使い勝手を知ることで事前に準備すべきことがわかり、そのときになったら動きやすいのではないでしょうか。僕そのとおりやと思います。ある程度つかりますということがあったとしても、ここやでと町発信でしといていただければ、例えばいい話じゃないですけども、親御さんが亡くなられた、津波で亡くなられたときの幼児やそういう五、六歳の子でも、何とか、日ごろ親御さんが言ってればそこへたどり着けると思うんですけども、当てのないことになりかねないということと、実際津波や大地震が起これば、めちゃくちゃきめ細やかにそれを実施、今までの経験を生かしといったところで、どうですか、50%もできますかね、そのとおり動けますかね、実際。いろんな場面が出てくると思います。

ですから、少しでもそれに近づいてやっていただいといて、それからできなかった、できるというお話、もうそんときには結果出てますから、もう仕方ないですけども、それぐらい町はやってるでということを先に前に出していただきたい。町長もあちこち行かれていると思います。そして、行政施策の中でいろいろ感じられていると思います。私らも前回は東北、今回は熊本県、視察行かせていただきました。そこでもやっぱり避難所運営というのは、すごく多く取りざたされていました。思うとおりいかんよと。あるまちでは、行政にばっかり文句言われると。自助、共助、公助がなっていなかったというまちもございました。それだけそういう行政からのクレームも必然的に出ると思います。だから、少しでもそれを和らげるためにもそういうきめ細やかなマニュアルづくりをしといていただいて、もういいや、これはこうや、こんなして書いてるということを言うていただいて、少しでも町民さんの、もし、来ることはよくないですけども、そういう地震津波が来たときでも対応できるまちであっていただきたい。

次いきます。

災害時におけるペット同行避難について。

環境省では、災害時においてペット同行避難をうたっていますが、避難先でのペットの取り扱いについては、避難先の責任者や避難者の間で話し合って判断してくださいということになっているそうです。しかしながら、避難先に指定されている公民館や学校の施設には、県からペット同行避難に対しての通達はされていると聞いたのですが、ペットへの対応はまちの任意であるし、認識もかなり薄いのではないかと思います。

和歌山県内の市町村で、数カ所の防災訓練等に保健所も参加してペットの防災意識の周知を実施しているところもあるとお聞きしますが、その市町村はたまたま保健所職員がペットの防災に熱心だったのでペットの災害対策がなされていたのだと思います。しかし、実情は、県職員や市町村の担当課次第というのが現状であるとお伺いしました。

そこで、災害時におけるペット同行避難について、当町はどういった取り決めをしているのか、お伺いします。

- 〇議長(髙野正君) 町長。
- 〇町長(森下誠史君) 北村議員の2点目でございます。

災害時におけるペットの同行避難についてお答えいたします。

災害時におけるペット同行避難は、当町ではどういった形の取り決めをしているかでご ざいます。

御坊保健所に問い合わせをしましたところ、平成27年度に和歌山市で一度だけペット同行避難訓練を実施したと聞いてございます。本町の避難所運営マニュアルでは、ペットの居住空間への連れ込みは原則禁止と定めてございます。ペットの同行避難につきましては、飼い主が責任を持ってグラウンド等の空きスペースで飼育していただくことになります。ただし、ペットと言われましても、犬、猫だけではなくて魚もそうでございます。また鳥もそうでございます。蛇等々もあろうかと思います。そういったペットなどを持ち込まれる可能性も十分に考えられますので、その場に応じた対応をしていかざるを得ないなと、このように感じてございます。

- 〇議長(高野正君) 4番、北村議員。
- ○4番(北村龍二君) 再質問させていただきます。

避難先に指定されている公民館や学校などの施設には、県からペット同行避難に対して の通達はされていると聞いております。はがきか何かで送られているということは聞いて おります。

まず、ペットということで、時代も変わってきてまして、昔は、例えば犬、猫よりも人間というのはもちろん当たり前で、今でもそういう方が多い中で、例えば阪神・淡路大震災のときとかはそうですね。あのときはペット来てくれるなと、同行してくれるなという話だったんですけども、今は例えばうちらでもそうですけども、避難しているときに犬や猫、連れてこられている方もおられると思います。そういう時代やという時代背景も思っといてください。

それと、子どもよりペットの数が多いんちゃうかというぐらいペットのブームでもあると思います。実際、災害が起こるとペット連れの避難者対策というたら障害者や高齢者、乳幼児がいる避難者同様に想定していかなければ現場で必ず混乱を招く。ペットの飼い主も防災知識の周知がなされていないと、それもまた混乱やトラブルを必ず招くことになると。飼い主がペットを飼っていない人への配慮やマナーがないということも1つ。なので、ペットの防災知識の啓発も必要だと考えます。

ペットの飼い主側の希望的なイメージではなく、混乱やトラブルが起きては困るから対策をしませんかということです。動物のことになると、興味ない人はただ煙たがるだけですから、強いことを言うのも言いにくいんですけども、障害者、高齢者、乳幼児とかは家族の責任で保護してくださいと言うわけにいきませんよね。ペットを飼っている家族に対しても、ペットは家族やという気でいてますので、もうペット飼育者には当然のことやと、一緒に逃げるのが。

この前、ちょっとテレビでやってたんですけども、犬らでも住民票をとったりするまちがあると。写真入りで。逃げたり取られたりしたら、毛並みとかそういうのもわかるような、それぐらい家族やと言うてるところもあるらしいです。また、平成25年でしたか、日高川があふれたときにやっぱりペットもたくさん逃げてたということで、ある愛護団体がそのペットの回収に向かわれて、また保管している間はほとんどが飼い主さんがいるということで、保健所から、お金をいただいてという言い方は悪いですけど、御飯食べる分とかかごとかいうのも一緒に用意させていただいて、その後は里親探しと。愛護団体にしたらそこまでするということらしいんですけども、その辺を見据えて、町長、災害弱者とはまた違いますけども、ペットのほうも一度お考えいただきたいと、そういうことでございます。一回それでお聞かせ願いたいです。

〇議長(高野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 北村議員にお答えいたします。

ちょうどきのうだったかと思うんですけども、NHKのほうで防災に対してのペットということでたしかやってたかと思うんですけども、その中で私自身残っているのが、犬だったんですけども、そんなでかい犬じゃなかったんですけども、その中でまずはしつけをきちっとする、そして無駄なほえ方をさせないとか、そしてゲージというんでしょうか、犬の入るところ、ゲージへは嫌がらずに素直に入れるような形の飼育、しつけをするというような形でたしかやってたかと思うんですけれども、やはり北村議員、いろんな形でケース、私はあろうかと思うんです。本当、今の時代でしたらば家族の一員がペットというような状況の中で、多々私も見てございます。それはそれでいいかなと思っておるんですけれども、こういった避難所運営マニュアル等々でいえば、やはり犬の好きな人、逆バージョンで犬の嫌いな人もいらっしゃる、猫等々も一緒だと思うんですけども、それとかアレルギー、そしていろんな形でほえたりするケースも可能性として考えられます。

そういった形でいえば、やはり議員、めっちゃ遠くじゃなくて避難所の屋内、そして屋

外というような形の中で現在はしていかざるを得ないのではなかろうかなと、このように 私自身感じる次第でございます。家族の一員ということも重々私自身もわかるんですけれ ども、やはり避難所という形の中でいえばいろんな方がそこへ詰めかけてくるというんで すか、そういった形の中でいえば、やはり運営マニュアルの中でいえばそういった方向を していかざるを得ないなと私自身は第一義で思うんですけども、逆にまたこんな方法があ るよというような形があればまたお教えもいただきたいなと思いますし、また今後こう いったペットということは少なくなる可能性も低いんかなと思いますので、この辺も含め て防災担当のほうで検討もしてございますので、先ほどの災害弱者等々とともに、今後も 研究、研鑚もしてまいりたいなと、このように思ってございます。

以上です。

〇議長(高野正君) 4番、北村議員。

○4番(北村龍二君) そうです。災害弱者と一緒で、ペットも同様に、そういう例えば 避難一緒にするということと、それと避難所ですよね、避難所でそういう隔離というたら おかしいですけども、ともに行けるという場所。さっきもちょっと龍神議員のお話の中で あったように、どういう、ここへ来てくれというの、ペットも含めて、どこかつかるから わかりませんという、今のちょっとお話に聞こえるので、とにかく指定できないというの は僕よくわからん。例えば、きのうちょっと中西議員もおっしゃってましたけども、避難 所、和田小学校、福祉避難所があるという中で、ペットも含めて同じことですけれども、和田小学校とか松原小学校とか松洋中学校とか、福祉センターとか言うておられました。 その中で、中西議員がもうちょっとふやすことできませんか、民間団体にということをお話しされていたと思うんです。そのときに、必要に応じてと町長はたしかおっしゃってました。ちょっとその意味も僕よくわからなかって、もう一度お聞きしたら、しかるべき措置でさせていただきますと言うておられました。

だからもうそういう、すいませんけれども、そういう観念がないんですよね、福祉避難所のために何かをする、こういうペットのために何かをするという、そういうきめ細やかなことを決めていただきたいんです。さっきも何回も言うてるように、ペットの人らはここへ来いと。この後は別としても、最初1日目はいいですよ、ペットがおろうが障害者さんがおろうが傷病者さんがおろうが幼児がおろうが、どなたでもいいんです。まずはここということ、もちろん自主避難に対してはありますけれども、その後も含めて何か避難所に対してもやもやとしているお話が多くて、きのうからお聞きしていますと。そういうことをきっちり、ソフトの面ですからお金要りませんでしょう。決める時間と決める能力ということになってくると思うんですよ。ぜひ両方、何遍も言いますけども、きめ細やかにそういうのをつくってほしいんです。必ず、町長がいつもおっしゃっているような被害者ゼロというのはもうあり得ませんから、もうそれはある程度仕方ないです。せやけども、それなりの努力はしてくださいということです。

以上、終わります。

〇議長(高野正君) しばらく休憩します。

再開は9時45分です。

午前九時三十七分休憩

午前九時四十五分再開

〇議長(高野正君) 再開します。

9番、田渕議員の質問を許します。9番、田渕議員。

〇9番(田渕勝平君) 議長のご指名によりますので、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

1つ目といたしまして、煙樹ヶ浜の松林の保護育成について質問させてもらいます。久しぶりに保安林について質問をさせてもらいます。

この質問を行うのは、ある場で町民の方と話をしている中で、以前から気になっていた ものが話題となったからであります。この機会に一般質問をさせてもらいます。

質問の趣旨を理解していただくために、過去の私の質問について少し述べさせてもらいます。

10年以上も前、平成16年3月議会で煙樹ヶ浜松林の育成についてと題しまして質問をさせてもらいました。内容は、保安林について、町内だけでなく近隣市町村の方々も大切に思ってきた。しかし、この松林がどのような松林になれば理想なのかということについては、いささかあやふやである。現状を見れば、松を植えただけで間伐が行われず、いわゆる千本立ちといわれる状態も何カ所か存在する。考えてみたら、我々は本当にあのような松林を望んでいるのだろうか。松を植えるのはよいこと、松を切るのは悪いことという単純な考えだけしか持てず、その先を考えていない結果ではないかということであります。

人の進入を禁止した深山幽谷のような松林を求めるのか、奈良の若草山のようにシカが遊んでいるような、町民が自由に出入りできる公園のような松林を求めるのか、また部分によってはいろいろと質の異なったタイプのものが混合している松林を求めるのか、さまざまな形が考えられます。

保護育成と一口で言うが、我々は一体どのような形で保護育成しようとしているのかを 明確にするべきではないかという趣旨の質問をしました。そして、そのときもそれなりの 答弁はいただきましたが、結果、一向に具体化したとは思っておりません。

ちなみに、私としては、一貫してそれ以前の質問も含め、我々はどのような松林を望んでいるのかを明確にするべきであるということを言い続けてきたつもりであり、今もその思いに変わりはありません。誤解を招かないように前もって言っておきますが、質問は質問であり、答弁、考えは考えであって、お金を必要とはしません。具体的に政策として行うためには当然財政が伴います。質問しているのは、執行部のお考えをお伺いしているのであります。当然、それなりの事務は必要とするでしょうが、即お金をつぎ込むべきとい

うことを求めているのではないということを前もって言っておきたいと思います。

次に質問したのは、平成21年12月議会で、和歌山県にも林業試験場がある。また、全国を探せば施設や専門家もおられる。そのような方の意見を参考にしながら、学術的根拠が整った保安林の保護育成のあるべき姿を模索してみてはどうかという質問をさせてもらいました。さらに、住民の方々にも参加していただいて、住民合意された育成方法を長計等に組み込んで、保安林の研究・検討委員会のようなものをつくり、保安林保護育成のあり方を研究・実践してみてはどうかという質問をさせてもらいました。

このときは、質問が抽象的であったのか具体策が示されませんでしたので、次の3月議会で具体的な方法について質問をさせてもらいました。その内容は、広葉樹の繁茂しているところの管理をいかに考えるのか。2つ目といたしまして、松が密植になっているところの間伐の必要性をどう考えるのか。3、命名松というのか、立派な特別な松に名前をつけて管理する松があってもよいのではないか。松以外の木を切ってしまい、松だけの箇所を選定して管理してはいかがか。5つ目としまして、人家近く、薬剤散布以外の方法は考えられないのか。以上5点についてであります。

ちなみに、ご答弁は、1の広葉樹の繁茂については、照葉樹も防潮の役目を果たしているので、潮害防備保安林の機能保持からして、現在の樹木保護を基本に進めたいとのことでございました。2の間伐については、松の苗を植樹するときには約1m間隔で植えている。そのために年数がたてば立ち枯れも出てくる。大きくなった木同士が絡み合い、幹も太くならないため、健康な松を育てるためには間伐はぜひ必要なものと認識をしているとのことであります。3の特別な松に名前をつけて保護するということについては、以前は念仏松や南龍松といった歴史ある名松があったが、残念ながら松くい虫や老齢により現在は存在していない。しかし、そのような名前をつけて保護するに値するような松もあるので、保安林保護育成会の皆様方等にもご相談をして、松林に注目してもらうためにもそのようなことを考えてまいりたいとのことでございました。

以上のようなやりとりがあった後、平成23年にやっと煙樹ヶ浜松林再生計画が策定されました。以前、この議場でも発言させてもらっているように、私はこの計画を評価しております。少なくともこの計画以前は、松は大切をお題目のように唱えてはいるが、では具体的にどのように大切にするのという具体策が町としてなかったのであります。そして、そのことに誰も気づいていないのが現状なのであります。

そこに、初めて美浜町の煙樹ヶ浜松林はこのような方法で保護育成していくという方向性が示されたわけでありますから、もっと評価されてもよいと私は思っております。個人的には、意見を聞き入れてくれたのかなとも思っております。したがいまして、基本的にはこの煙樹ヶ浜松林再生計画にのっとって管理していけばよいと考えています。

さらに、この議場でも発言させてもらっているように、森下町長になりまして、松林の中の草刈りが進み、以前に比べて非常に見通しがよくなったことも評価していることもつけ加えておきます。

このような説明、前置きをして、今回の質問に入ります。

まず、住民の方から忌憚のないご意見からお伺いしまして、我々は松林を保護育成していきたいのであって、あのような雑木を育成するつもりはないという意見を聞きました。

そこでお伺いしますが、松林保護育成会でこの煙樹ヶ浜松林再生計画の説明をされたことがあるのですか。少なくとも、松林保護育成会の役員がそのような管理についての疑問が出てくるということは、会として説明が不足しているのではないかということです。この計画について、保護育成会の役員会でどのように取り扱っているのかということについて1点お伺いいたします。

保護育成会の役員の方がそのような疑問を持つということは、計画の説明云々とは別に して、現実に雑木の繁茂が過ぎると感じる場所があるということではないかということも 思えると思います。いかがお感じでしょうか。

次に、保護育成会の活動として間伐を行っていますが、それで間伐は十分と考えておられるのでしょうか。

以前の質問に対して、入江町長は予算もあり、基本的には松林の中の道から浜側は松を 中心に管理していきたいとのご答弁をいただいたことがありますが、森下町長のお考えは いかがでしょうか。

次に、現河合産業建設課長も、昨年度の総務産業建設常任委員会の視察研修で京都府の 天橋立に一緒に行きました。その天橋立では、命名木と申しますか、以前のような念仏松 や南龍松というように名前のつけた松の木が存在しました。入江町長も、それに相当する 立派な松は今も存在しているとのことでございましたので、このことについてお考えをお 示しいただきたいと思います。

それから、さきの質問とかぶりますが、町民の方からの指摘であります。松以外の木を切ってしまい、完全に松だけの箇所を選定して管理してはというお考えについてのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、今回お伺いしたい1つであります。

以前、成瀬町長は、松林は官地民木などというが、正確には官の許可なしに1本も切れないのが現実と言っておられたことがありました。そのように保安林の管理についてはいるいろな制約が絡んでいて、扱いがたいときがあるということは説明の必要がないと思います。しかし、それが時として逆に保護育成の障害になっているということもあります。松を守るための間伐に関することなどがそうであります。それが過繁茂というような原因につながり、明らかに松の木の育生を奪っていると言っても過言ではありません。

過去、私が生まれる以前の話ですけども、短冊切りなるものが存在したと聞きます。それは、短冊形に松を伐採し、幹だけでなく枝までも燃料として地元の人が使用する。伐採したところはそのままにしておくと、松の苗が自然に生えてきて松林が再生するといったようなことを聞いたことがございます。そして、その短冊切りを行ったところのほうが、場所は不明ですけども、松の木が更新されて松が元気だという話を聞いたこともございま

す。

そこでですが、過日、河合課長に持っていかせてもらいました。内閣府地方分権推進室から出されました事例集がございます。これは地方分権の推進の研修会でいただいたものであります。そして、そのときの説明では、このように今後より地方分権の推進という意味から、国の制度が地方のためになるようにどんどん案件として提出してください、関係部署から許可が出やすいように文章の作成もお手伝いさせてもらいます、とにかく持ってきてくださればというような説明があり、いただいたものであります。そこから先の詳細は余りわかりませんのでお調べください。ただ、そのような制度があるのなら、だめもとで挑戦してみてもよいと思うのであります。たとえ国有林といえども、管理の主権者をもっと我々の身近なものにしてはどうかと思うのであります。

この最後の質問に関しては、私も専門家ではありませんので見当違いなことを言っているのかもしれません。しかし、何を言っているのかはご理解いただけると思います。この最後の質問ですけれども、大まかで結構でございますのでご答弁、ご意見をお伺いいたします。

〇議長(高野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 田渕議員の1点目でございます。

煙樹ヶ浜の松林の保護育成についてのご質問の中で、1点目が煙樹ヶ浜松林再生計画の 煙樹ヶ浜保安林保護育成会における取り扱いについてお答えいたします。

煙樹ヶ浜松林再生計画につきましては、神戸大学大学院教授や一般財団法人日本緑化センター、和歌山県林業試験場、日高振興局林務課を初め、町内の小・中学校長、地区長、保安林保護育成会の会長及び副会長の総勢23名の方々による策定委員会での協議を重ね、策定いたしております。小・中学校長や地区長におかれましては、保安林保護育成会の役員でもあることから、保護育成会の24名の役員のうち16名の方がこの計画策定に携わっていただいていることとなりますので、再生計画に関しては保護育成会のご理解、そしてご承認を賜っているものと認識してございます。

しかしながら、平成24年3月の策定時点からは数年が経過しているところでもありますので、機会を見て、再度、本計画の概要をご説明させていただきたいと存じます。

2点目でございます。

雑木の繁茂が過ぎる場所に関してでございますが、一例を挙げますと、庁舎周辺など、 広葉樹が高木層以上にも混生している広葉樹林化が相当程度発達した林帯が数多く存在しており、15m掛ける15mのサンプルとして抽出した箇所では松が9本、広葉樹が大小17本という状況でございました。保安林保護育成会の役員会や総会の場においても、松に親しみ、松を愛する思いから、この林帯におきまして広葉樹の伐採に関するご意見を頂戴しているところではございますが、松だけではなく広葉樹によっても潮害防備といった保安林機能が維持されていること、さらには伐採に係る労力やコスト、保安林規制など、ご説明してきているところでございます。 3つ目でございます。

保安林保護育成会で間伐は行っていますが、それで十分かにお答えいたします。

近年、保安林保護育成会が主体となり、地域の皆様方の手で松を植樹していただいた箇所が幾つか存在し、これらにつきましては、将来下枝が枯れ上がり、過密で脆弱な松林となるのを防ぐため、本数調整の適期を見きわめながら、定期的に間伐を施す必要がございます。

平成24年2月の松の日より4年連続して地域の皆様方による幼木の間伐を行ってきているところでございますが、松の成長に合わせた間伐となると、ボランティアの皆様のお力では不可能となる段階がやがて到来することから、その時点においては公共事業による間伐も視野に入れてございます。

本年度におきましても、県林業試験場や日高振興局林務課との現地検分を行い、各所ごとに本数調整の適期を判断することとなってございます。

4点目でございます。

前町長は、基本的には中の道から浜側は松を中心に管理したいと答弁しているが、森下の考えはにお答えいたします。

松くい虫被害の根絶は不可能であり、松は枯損するリスクを常に抱えてございます。一概に松林の中の道から県道側というわけではございませんが、広葉樹林化が相当程度発達しているところにおいて、その状況下で広葉樹を皆伐することの労力、コスト、それから残されたわずかな松への松くい虫被害のリスク、ひいては林帯自体の消滅の可能性、これらを考慮すると松の純林に転換することは賢明な選択ではないと考えてございます。

一方、煙樹ヶ浜松林一帯の南端部分におきましては、今となっては希少価値とも言える 松の純林であり、その保全に努めるとともに、植樹した林帯では長期的な視点での育成を 図るものとします。

5点目でございます。

過去に念仏松や南龍松といった名前のついた松もあったがにお答えいたします。

胸高直径だけならば1m以上の松はございますが、現在のところ、念仏松や南龍松に匹敵するほどの名松は存在していないと思ってございます。

6点目の場所を限定した松の純林への転換についてでございます。

自然の植生遷移におきましては、松はご承知のとおり陽樹であり、やがて陰樹である広葉樹にとってかわられるものと言われており、松の純林を維持するには継続的な人為的管理が必要とされてございます。煙樹ヶ浜松林における広葉樹との混交林を見てみても、クスノキなどの広葉樹に被圧され、樹冠部分にのみ枝葉がある松が多々存在し、長い年月の中でやがて衰退していくであろうと認識してございます。

松を被圧から守るため、つまり保安林の主林木を保育するという観点から、広葉樹を伐 採するという人為的管理の意義は理解しているところではありますが、松くい虫被害のリ スクや将来世代への保安林機能の継承といったことも十分考えなければなりません。現林 帯の混生状況下では、慎重に判断しなければならないものと認識してございます。 7点目でございます。

国有林といえども、管理の主導権を身近なものにしてはどうかにお答えいたします。

平成11年の地方分権一括法により、潮害防備や保健休養といった保安林の指定や解除、立ち木伐採許可や土地の形質変更許可につきましては、国から県への機関委任事務制度の廃止に伴い、都道府県の自治事務としてその権限が移譲されているところでございます。しかしながら、水源涵養保安林など特定の保安林については、まだ都道府県にさえその権限が移譲されていないという現実があり、このことからも明治30年に制定された森林法、当時その中核であった公益上必要とされる森林の保全という保安林制度の意義を感じている次第でございます。

権限者である和歌山県におかれましても、煙樹ヶ浜松林に対しては松くい虫防除事業などに高率の補助をしてくださっているところであり、煙樹ヶ浜松林がよりよき方向に進むよう、引き続きお互いに努力し、連携していかなければならないと思ってございます。

〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。

〇9番(田渕勝平君) 1つ目の計画について、保護育成会という話でございますけれども、私がここで一番最初に申しましたように、保護育成会の役員の方が、わしら松育てるんで雑木は育てへんというような話が出てくるんで聞いてるんですよ。だから、どういうことでどういう活動をしておられるんですかということを聞いてるんです。それがお伺いしているまず1点目。この保護育成会、何のためにいつごろ結成したと認識させてもらってよろしいですか。

次に、具体的に、先ほどの町長の答弁では、やっぱりそういう意見もあるんで一回保護育成会の中で話ししたいと言っておられましたけども、やっぱりこれが先ほどの前文で申しましたように、初めて美浜町がこの形で松林を守っていくんやという計画をつくって、それにのっとってこの組織できてるという理解しておりますんで、この組織が最近説明せなあかんなじゃ困るんです。

それで、具体的にこの松林の保護育成会のほうで煙樹ヶ浜松林の再生計画という、どんなに具体的に説明しているのか、今までの活動を説明お願いいたしたいと思います。

次に、雑木の過繁茂が過ぎると感じるとこはどうだという話ですけど、役員の方からもそういう意見出てくるし、町長の役場周辺の答弁の中でもありましたように、雑木が繁茂し過ぎているという部分を多分皆さん感じておられると思うんです。その中でも、お話しのように陰樹と陽樹という話もございましたけど、要するに人工林というんは人工林、自然林じゃないんですからそのまま置いといたら自然林のような形、いわゆる広葉樹ばっかり、照葉樹林というか広葉樹ばっかりになってくると。だから、感じているのはわかりました。しかし、考えているだけではゆくゆくは松はなくなって、中にめったにないけど何本という形になってしまいます。

住民から意見聞くというんじゃなしに、必要なことだと思いますけども、町として、

ちょっと過ぎてる広葉樹林とかどうするとお考えなんか、その1点についてお伺いします。このことは後のほうともちょっと絡むことがあるんで、間伐の話も入りますけども、ご答弁では、松の成長に合わせた間伐となるとボランティアの皆様のお力では不可能となる段階がやがて到来するというご答弁でございました。昔植えた松、松林の松の植林について詳しい人に聞いたら、あんなに千本立ちになってしもたらもう幹も太ならん、もう手おくれですよという話を奥の人というか、植林の関係する人に聞いたこともございます。

要は何を言いたいかというと、とっくの昔に、もうやがて来るんじゃなしに間伐を必要とする時期を見逃しているんやないか、私はそう思いますけど、その認識についてはいかがですか。

それと同じですけども、公共事業による間伐も視野に入れておかねばならないというご答弁でしたので、そのことについてちょっと関連してお伺いしたいんです。悪いことじゃなしに、よいこととして。ここは教えてほしいんです。具体的に法的に間伐していこう思ったら制約はないんかな。国有林云々というて、間伐といえどもやっぱりいろんな制約があるん違うか、どういう手続欲しいんかなという話。わかる範囲で結構ですんで、これこれなにしたらここの雑木も切れますよという、そこら間伐できますよという話の具体的な方法というのは手続を教えていただきたい。

それから、こういう雑木するとき補助金はあるんかなと。100%町単独でやれいうたら、それは町長も私も、やっぱり間伐も植えた松ももう切らないかんとわかってても、とてもやないけどちょっとしんどい話なんで、そこら辺の認識もしたいんで手続と、それから補助金というようなもんがあるんかということについて、ちょっとお伺いします。

それから、松の純林の場合だったら松を育てていくというリスクも大きいんで、皆伐というか雑木を皆伐するというのはいかがなもんかというご答弁もありましたけども、こんなこと言えませんか。先ほど、私が森下町長になられてから松林の中見通しようなって草刈ってると、これ燃料として使われんようになったころから草刈っていれば、こんなに雑木繁茂していないと思います。それはその中には森下町長というよりも私も以前から議員させてもらってる中で、もっと早い時期にそのことを指摘したこともあるんですけれども、やっぱり昔からの松林を守ってきた行政に責任があると思いますけども、そんなに思いませんか。これ雑木切ったら、草刈りきっちりしてたらあんなに雑木ふえてないで、今みたいに繁茂してないでということを思うんで、そのことについてちょっと見解、町長、どう考えるかお伺いしたいと思います。

それから、こういうことはどうかな。新しく松植えたとこは、そのときに全部切れというんじゃないですけど、それが大きなってくるに従って間伐も行いながらこれが松の純林ですよという、植えたとこは純林にしていく、要するに本当に松林として育てていくというような、そこら辺もう決めてしまうというたらおかしいけど、そこらについてはちょっとそれええなあとか、ご答弁いただけたら非常にありがたいんですけど。

それから、念仏松とか南龍松、雲龍松というようなもんもあったような気もするんです

けども、確かに入江町長はそういう表現されたけど、森下町長がそうおっしゃられるんで、 それはもう森下町長の見解であって、それについては町民が判断する話であって、そっか ら先はどうこう私は異論も申しません。

ただ、こういうことはどうかな。念仏松というのがありますね、随分といわれのある。 よそ行ったら、もうもともとあった松の木は枯れてしもてんけども、これは2代目ですよ、 3代目ですよと、やっぱりこういういわれのある松というんは、本当の松が枯れたらここ ~1本植えてこれを2代目です、3代目ですと育てていくというのはひとついいんじゃな いかなと。現に枠の中に何本も生えてますよね、この念仏松の場合は。やっぱりいわれの ある松についてはそういう考え方がどうかなと思います。

それから、真ん中から向こうの道を松の純林にという話やけど、これはもう先ほど植えたとこ云々という話も含めて言いましたね、それは結構でございます。

そして、最後の国有林といえども云々というやつは、課長に本をお渡しして課長も勉強 されて、それがこの答弁であるとしたら、それはそれで結構でございますんで、そう認識 しますんで、質問についてご答弁をお願いします。

〇議長(高野正君) 産業建設課長。

○産業建設課長(河合恭生君) お答えさせていただきます。

まず、保安林保護育成会に関してでございます。いつごろ結成されて何のためにということでございます。

規約を見てみますと、平成4年12月11日から施行するとなっておりますので、その 当時にその日に結成され、目的につきましては、規約第2条において保護育成会は煙樹ヶ 浜保安林における歴史ある松林等自然環境を長く後世に残すため、愛護精神の向上と松林 の保護育成を図るとともに、緑化事業と緑化思想の高揚を図り、緑豊かで安らぎと潤いの ある美しい町づくりに寄与することを目的とするとされてございます。

2点目の今までの活動でございます。

これはちょっとすいません、私、産業建設課へ平成22年度から来まして、毎年役員会につきましては年2回行っております。主な活動といたしましては、2月第2日曜日の松の日でございます。平成23年2月におきましては、和田祭のお旅所周辺に900本の松を植樹させていただきました。その翌年度から4年連続して本の脇、それから和田のお旅所周辺、それから新浜東のわか者広場の少し西側の一帯等の間伐をしてくださいました。昨年度におきましては、吉原公園において松葉かき、そのような活動を行ってくださってございます。

続きまして、3点目でございます。

広葉樹との混交林をどうするのかというご質問であったかと思います。

ご答弁にもございましたけれども、なかなか相当程度発達した混交林につきましては、 これは私の見解ではありますけれども、なかなか純林に戻していくというのは難しいので はないのかと考えてございます。 保安林保護育成会におきましても、やはり松を守るためにという思いから広葉樹に関する意見を多々いただいておりますけれども、保安林という意義を重々説明して、理解していただいているのかどうかは別として、こちらからは説明させていただいたところでございます。

続きまして、間伐に関する法的手続ということでございます。

すみません、手元の保安林のしおりという冊子の中に書かれておりますけれども、間伐 については届け出により行うことができるということになってございます。これは和歌山 県に対しての届け出でございます。

6点目でございます。

間伐に関する補助金というのも実際ございます。メニューによっては、一部国の補助も あるんですけれども、それが該当するのかどうかというのは、ちょっと今の段階では知識 がないため断言いたしかねます。

続きまして、広葉樹の侵入は、昔から草刈りしていないからこんなになってしまったんではなかろうかというご質問でございますけれども、実際それが全てというわけではございませんけれども、下草刈りが行われないと広葉樹が侵入してくるというのは学術的な文献にも書かれている事柄でございます。

8点目でございます。

植樹した場所はこれから純林としていくのかというご質問であったかと思いますけれども、当然貴重な純林でございますので、一般的には1ha10,000本ということで植樹してきてございますけれども、段階に応じて1ha当たり3,000本、最終的にはそれ以上のというふうにしていければと思ってございます。

9点目の命名松に関する2代目、3代目ということでございます。

念仏松、南龍松があった場所に2代目、3代目というのはちょっとなかなか私個人的には申し上げにくいんですけれども、一般的に一つのやり方として、2代目、3代目の命名松とされている箇所も全国の中にはあります。

以上でございます。

〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

○9番(田渕勝平君) 「20分」が出たんで早う切り上げないかんですけど、保護育成会、いつ何の目的でという、ちょっと意地悪い話なんですけど、松洋中学校の前の道路で松を切るという問題が出まして、そのときに反対運動した、私代表させてもらいました。そのときに、町と県と我々反対している者との合意事項として、当時成瀬町長、議会は和田議長でしたが、その中の合意事項として、これ県が提案したんですけども、松林の保護育成会というものをつくって、今後管理をしていくんで、ひとつこのことについては妥結を見たいという、合意事項の一つだったということをこの機会によく覚えておいていただきたいと思います。

そして、先ほど申しましたように、私はこの計画は非常にほんまにええもんだと認識し

ております。この計画を守るんはこの会です。ですから、課長がいろいろこんなこともしましたよ、あんなこともしましたよということは、よく頑張ってくれてるとも認識しております。しかしその中で、今申しましたようにこの松林をこうして守っていくんやという計画なりなんなりの意気込みとか説明というもんをきちんと入れていってほしいなと。そうでないと、役員そのものの認識が今みたいに、極端に悪い話じゃなく実際出てきた話なんですけども、会長が松原地区ばっかりやさかいに和田のほうは雑木ばっかりやと。役員の方にそう言われたら、委員としてもちょっと役場どんなに説明してるんやと言いたくなってきますんで、その思いをご理解していただきたいと思います。

それから、私先ほどから純林にしてはどうかというのは、植林したとこ、新しく。それ は町長、課長では答えられないと思いますので、町長、この件についてはひとつ町長に答 えていただきたい。

それと、今言う命名松、これも課長が私がこうします、ああします、これはちょっと無理なんだと思うんで、町長にお伺いいたします。

最後に、2代目、3代目はいかがかと聞いているんで、そこもうほんまに町長のご答弁でちょっと締めくくっていただきたいと思います。大体その点についてお願いします。

〇議長(髙野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 1点目でございます。

保安林保護育成会、またボランティアというような形の中で松を植栽、植樹していただいておる箇所に関しましては、これはもう純林というような形の中でできるだけ守ってまいりたいな、必死こいて守っていきたいなと、このように私自身思ってございます。

それと、2点目でございます。

以前の南龍松、そして念仏松という形の2代目というような形の中で田渕議員、改めて 植樹していったらどうですかというふうなご意見だったと思いますけど、これに関しまし て、改めてちょっと検討させてください。というのが、例えば念仏松といっても、今これ あるんかな、説明。そうだとは思うんですけど、たしかあれなんかも徳本上人さんが云々 というような形だったかと私自身も記憶しておるんですけれども、そういったいわばふる さと教育の一環でもありますし、そういった表記というか説明板、その辺も含めた中で一 度検討させてください。

〇町長(森下誠史君) それはその方向で持っていきたいなと、このように思ってございます。

〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。

〇9番(田渕勝平君) ちょっともうこれでやめようと思ってたんですけれども、もう一個だけ。

雑木についての間伐というのはどうでしょうか。確かに皆さんのお話聞いてたら、雑木 もちょっと過ぎるんやないかという認識は持っておられると。雑木を間伐するという考え、 そこら辺については住民の方に聞いて云々ということだし、町としてどんなにしていこう と考えておられるんかな。確かにおっしゃるように草刈り昔からしてたらそんな雑木、過 繁茂にはなってないと思う、これも事実だと思います。そこで、ちょっとそのことについ てお伺いしておきます。

〇議長(高野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 田渕議員にお答えいたします。

先ほど、私今ご答弁させていただきました。松というような形も保安林でございます。 もちろん雑木等々も保安林でございます。ただ、いろんな形の中で支障というか問題もあ ろうかと思います。その辺につきまして、改めて担当課と間伐もしくは除伐というような 形の中で検討をしてまいりたいなと、このように思います。

〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

〇9番(田渕勝平君) 次に2つ目の質問、清掃センター施設延命化について質問させていただきます。

7月の文章質問で、御坊広域清掃センター施設延命化についてお伺いしました。執行部のお考えも、8月の全員協議会、政策勉強会でいただいておりました。今回、そのご答弁の中から少し質問をさせてもらいます。

基本的には、広域議会が存在し、町長が議長をしておられ、議会からも議員を選出しております。その中で十分議論されてきたことだと思いますので、ここで質問させてもらう趣旨は、議員として住民の方からの疑問にお答えしなければいけない、一議員の義務として知っておかねばならない事柄という視点からお伺いいたします。

まず、施設延命化の方法を決定したのは、先進地の視察等、広域議員等も含め対比、考察した上で決定したのか、ただ机上での決定かという質問に対しまして、視察については広域組合議員は参加していません。数年前より組合職員が他府県の施設への視察を行っており、視察後は評価・検討をしております。施設の種類としては、ここもうとばします、いろいろ5件を比較検討し、既存施設の有効利用を図りながら最も経費を抑えることができる基幹改良(発電なし)で事業を進めていくことになりましたとのご答弁でございました。

そこで質問しますが、文章質問のご答弁では、数年前より組合職員が他府県の施設への 視察を行っており、視察後は評価・検討を行っておりますとのことであります。決定した のは、視察を行い検討を行った結果からとのことでございますので、他施設と比較した文 章なり表のようなもの、いわゆる最も経費を抑えることができる根拠を示す資料があった と思います。それがあれば、住民の方にもこれこれの比較の中で現状を選択したそうです と納得していただけると思いますので、お示しいただけたらと思います。

次に、ごみの分別、減量化についてであります。

質問は、ごみ処理の先進地は行政主導によりごみの分別、減量化に取り組んでいるところが多い。結果、半減以上の成果を出している先進地も多数ある。そのような可能性の追求についてはどのように考えているのかという質問に対し、ご答弁は、各市町は一般廃棄

物処理計画に基づいて取り組んでいます。美浜町としては、生ごみ処理機(容器)設備事業補助、資源ごみ集団回収奨励事業を実施しています。住民の皆様にも資源ごみについて太陽作業所や空き缶、ペットボトルの回収箱に出すが定着してきていると感じています。 今後も出前講座や広報による啓発を続け、ごみの減量化に取り組んでいきますとのことでございました。

私も、当町が町長初め、担当課長を筆頭にごみの減量化に取り組んでいることは十分承知しておるつもりでございます。そのことに対する努力を認めた上で、次のような事例を示したいと思います。

それは、京都市の事例でございます。京都市が新・京都市ごみ半減プランと題しまして、本年3月に市長みずからの考えも含めてネットに示されております。提出しましたので、一度ネットはごらんいただけたと思います。ごらんいただければ一目瞭然ですが、これによりますと平成12年に810,000 t あったごみを、昭和40年代の当初と同じ390,000 t、いわゆるピーク時の半分まで削減することを目指し展開してきたところ、平成28年に410,000 t、1人当たりにすると445 gまでピーク時から既に49%を半減したそうであります。

ちなみに、美浜町は九百何十gでございます。ちなみに、この445gに対して、日高管内では御坊市が1kg、美浜町が今申しましたように900g、由良町が905g、印南町が765g、日高川町が680g、日高町が660gとなっております。ちなみに、2020年にごみの排出ゼロという、あの有名な料理の葉物の産地として有名な徳島県上勝町ではただの93gというところもございます。

さらに京都市は、ごみの処理工場を 5 工場から 3 工場体制に、これにより建設費用 4 0 0 億円、年間の運営費を約 1 0 億円削減。さらに、ごみの収集車の台数を平成 1 8 年度 1 日 2 5 8 台から 2 5 年度には 1 8 8 台で 7 0 台の削減。収集経費を 1 8 年度 9 4 億円から 2 5 年度 5 4 億円に、約 4 0 億円、4 3 %削減したところでございます。ちなみに、京都市は平成 2 7 年 3 月時点で人口 1, 4 7 2, 7 4 6 人、7 1 5, 3 6 9 世帯だそうでございます。この例を示したのは、京都のような和歌山県よりも人数の多い自治体がここまで削減できるということは、我々にも決して不可能ではないということであります。我が町も必要性を感じ努力はしているが、このことを思えば考える必要があるのではないかということなのであります。

そこで、質問しますが、我が美浜町の一般廃棄物処理計画の中で、ごみの減量化はどのように計画され、どのように進行しているのか、現状をお示しいただけたらと思います。

ちなみに、差し当たり日高町の661gよりも減らして管内の最少を目標にしてはと思うのでありますが、いかがでしょうか。ちなみに、京都市の事例についても町長のご感想をお示しいただけたらと思いますので、よろしくご答弁お願いします。

〇議長(高野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 田渕議員の2点目でございます。

清掃センター施設延命化についてのご質問の中で、まず1点目が住民の方に納得していただける施設延命化の根拠を示す資料を示してもらいたいにお答えいたします。

これに関しましては、文章や表のようなものにつきましては、御坊広域行政組合にも確認いたしましたが、視察は行ってございますが、やはり条件など違う中でほかの施設との比較検討をするのは難しいとの見解から、文章や表はないとの回答でございます。御坊広域清掃センターは、既存建屋及び設備機器の状況は平成10年の稼動以来、定期的な整備、補修を行ってまいりました。平成25年から28年にかけまして、一部の基幹的設備の更新、また補修を行ったことによりまして損傷箇所は非常に少ない状況でございます。

本年度実施いたしました精密機能検査につきまして、今後の延命化工事の実施により長期稼動は可能との所見が示されてございます。新施設建設の3方式、既存施設の延命化2方式の5つの方式を検討、これまでの施設整備状況を踏まえ、地球温暖化対策を前提とした延命化対象となる設備機器の選択、そして及び既存建屋の補修を行うことで施設設備費用が抑えられること等から、最も安価は基幹的設備改良(発電なし)とのことでございます。平成29年度の負担金が底だとも聞いてございますので、やはり町にとりまして負担が少ない方式がベターではなかろうかと、このように思ってございます。

2点目でございます。

されてございます。

一般廃棄物処理施設の計画の中で、ごみの減量化の計画と現状はにお答えいたします。 市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定によりまして、当該市町村区域内の一般廃 棄物の処理に関する計画、一般廃棄物処理計画を定めなければならないこととされてござ います。一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物の処理の基本方 針となる一般廃棄物処理基本計画と基本計画に基づき、各年度ごとに一般廃棄物の排出の 抑制、減量化、再生利用の促進、収集、運搬、処分等について定める一般廃棄物処理実施

計画策定に当たりましては、国や和歌山県が定める基本方針や各種関連計画との整合にも十分配慮するものでございます。

計画から構成され、それぞれごみ処理に関する部分と生活排水処理に関する部分から構成

基本計画につきましては、平成28年度から平成42年度の15年を計画年とし、5年ごとに改訂するとともに、計画策定時の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しが行うことが適切であるとされてございます。

基本計画に基づき、平成29年度実施計画を策定し、ごみの減量化につきましては基本計画に掲げる基本理念に基づいてございます。循環型社会の推進、3Rの取り組みの推進、排出抑制のための施策、処理施設と処理計画収集運搬計画、中間処理計画、最終処分計画、適正処理困難物等、災害廃棄物、不法投棄防止対策、生活排水処理実施計画等を記載してございます。

計画に基づきまして、行政における役割、方策として環境教育、啓発活動の充実、ごみの減量化、再生利用に対する助成、支援等をしているところでございます。

毎月、広報にごみの分別や減量化等につきましての記事も掲載し、本年度も、もえるちゃん、もえないくんがひまわりこども園、また和田小学校に出張講座に行かせていただき、子どもたちに3Rにつきましてもごみの減量化について話をしたと聞いてございます。やはり小さいころからの教育も必要であると感じてございますので、必要に応じ、出張講座にも出向いていくよう指導しているところでございます。

3つ目でございます。

管内最小を目標にしてはどうか、さらに京都市の事例についての感想はでございます。 京都市の施策等、私自身も拝見させていただきましたが、当町と比べて何が違うのか。 同じようなことをしているのにどうして減量ができているのかなと感じながらではござい ますが、やはりごみの排出が少ない市町につきましては、大型ごみが有料であること、ま た日高町は大型ごみの回収が年4回で有料だということをお聞きしてございます。美浜町 は、他町と比較いたしまして大型ごみが多くなってきてございます。有料も含めて検討す るよう、担当課に指示はしてございます。まずは住民の皆様の分別につきまして、きちっ とできるようしていきたいとの考えの中で、区長会にお諮りをし、8月からは大型ごみの 回収につきましては分別不良のごみはお持ち帰りいただくようにしていると聞いてござい ます。

また、有料や回収回数を減らすことでごみの減量化につながることは簡単なようではご ざいますが、高齢化社会を考えたとき、住民サービスの低下にもつながるのではなかろう かなとも考えてございます。

よりまして、最少を目標にすることはよいことだと私自身も思いますが、住民の皆様のことを第一に考え、そうしていきたいとはっきり申し上げることは難しいと考えてございます。

〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。

〇9番(田渕勝平君) まず、清掃センターの延命化の話でございます。

文章等の答弁に、評価、検討を行ってございますと言うから聞いているんです。それをここになってそれはないや。どうも理解いたしません。しかし、議会からも委員として行っていることですし、町長も行っておられることなんで、どう考えてもそれじゃそのまま住民の方に言うたら余計説明責任が果たせているのかなという思いがございます。そこのとこは、今申しましたように組合議会があるんです。そこから先は申しません。しかし、ここで1点だけお伺いします。

ならば、町長はどのように判断されたんですか。町長の判断基準ということをお伺いいたします。ネットあたりで、ほかに福島県三春町田村広域行政事務組合、ここなんか65,000人あるそうです。そして発電量100kWの発電も備わっております。何を言いたいのかでございますが、流木があり、それでたくさんお金かかるんや。そういうふうなことからしてみたら、日ごろ間伐材でも焼いてどんどん発電しといて、あるとき浜のごみ燃やすとか、そんな方法もあると思うんです。そういう話聞いたら、よそのネットで

探したら結構安いところあるんですよね。どう見ても住民の方から見て高ないかと思うんはもう当然だと思うんです。しかし、それはそう言っているんですから、広域の組合議会があり、その方がまた説明してくれたらいいと思うんで。ただ、町長の答弁だけ聞かせてもらいたいと思います。

それから、一般廃棄物の処理の計画の中で、基本計画に基づき云々というものがございます。私も勉強不足でございますんで、今後この法律、条例、計画というもんをもう少し勉強させてもらいまして、また質問もさせてもらいたいと思います。このことについては計画どおりやっているということなんで、それはもうそれで結構でございます。

また、こども園とか小学校の出張講座、生涯学習という立場からしても、またごみを減量化するというところから考えても、こういうものに力を入れていかなければやっぱり基本的なとこは育っていかんと思うんで、ぜひ頑張ってください。評価もいたします。

これだけ言っておきたいんです。こういう先進地というのはごみの少ないとこというのは、ホームページとかいろんな視察も含めて事例を見てみますと、首長が頑張ってる。うちとこでも、生ごみの堆肥化、入江町長が自分で始められたんです。そしたら課長の中でも何人かやり始め、町民でもぽっと一歩進んだ、近くの住民より一歩進んだんです。また、日高町のほうの松本町長になって、ごみの収集ステーションできましたよね。またやっぱり一歩進んだと思うんです。

この京都の話でも、京都は同じことしているのになぜ多い。それならそれで粗大ごみを、単純に多いから有料化するんやというんじゃなしに、もし浜の大流木がなかったら、打ち上げるごみがなかったらこんだけある。粗大ごみがこんだけあるから、ほんだらいわゆる京都と同じにいくんだという数字で示して、いわゆる説明責任の世界だと思うんです。それで有料化するというんだったらまた町民も考えるでしょう、納得してくれると思うんです。それもなしに、京都は半分やけど同じことしてるのに、大型ごみが有料化してないさかい、またもっとひどいのにね。有料や回収の回数を減らすことでごみの減量化につながることは簡単なようではございますが、高齢化社会を考えたら住民サービスの低下にもなるのではないかと考えられます。回数減らしたらごみ減ると、恐ろしく見当違いなことをご答弁いたしておられるなと思うんで、ここから先はもうほかの人も考えてもわかると思うんです。そう思います。

そういうように、上勝町もそうですけれども、今言うように一歩進むのは首長の考えで物すごく変わるというのが事例見たらそうやで、町長、減量化について、町長の見解をお伺いしたいと思います。この2点お伺いします。

〇議長(髙野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) まず1点でございます。

広域の清掃センターということでございますが、私自身も新施設建設の3方式と既存施設の延命化という形の5つの方式ということでお伺いしてございます。その中で言えば、基本的設備改良型(発電なし)というのが一番安いというような形の中で承ってございま

して、それ以外やはり組合での清掃センターの延命化も含めた中で言えばいいのではなか ろうかなということの認識を私自身は持ってございます。

そしてもう一点でございますが、田渕議員の中で、首長のいろんな形でごみの考え方等々によってごみの減量化は変わってくるんだよというような形のご発言であったかと思いますけれども、私自身も田渕議員と同様に、ごみの問題に関しましたらば重きに置いてございます。3Rもそうでございます。いろんな形でやっておりますし、前もご答弁させていただきましたとおり、コンポスト等々も、小さなことかもわかんないですけれども、着々と確実にやっていきたいなと思ってございます。

地域性もあるんかなと思うんですけれども、今は担当課もいろんな形、出張講座等々で 頑張っていただいておりますし、住民の方もそうなんですけれども、3 R という認識、意 識は私自身は結構高うなってきているように思ってございます。もう一歩というような形 の中で、また逆に議員、またいろんな形でもいい案があればまたお教えいただきたいと思 います。今んとこは、本当に私もコンポストというんですか、あれも家のほうにですけど、 3つ置いてやっているような状況なんですけど、やはりごみの減量化ということでいえば 随分とつながっているのではなかろうか、そういった形の積み重ねが大きく行政、美浜町 でいってもそうですし、広域でいっても変わってくるのではなかろうかなと、このように 思ってございます。

それとともに、今はいろんな形で行政で出ます紙、用紙、シュレッダーなんですけれども、シュレッダーの細かく切った紙というんですか、あれなんかも現時点で言えばここの太陽作業所のほうで回収していただいておるというような状況でございますし、いろんな形で、だからダンボール等々もそうなんですけども、小さなことかもわかんないんですけれども、例えばお菓子の紙箱、ケースというんですか、あれなんかも再生ということで出せるということも承ってございますし、今いろんな箇所でアルミ缶の収集箱というんですか、回収ということであろうかと思うんですけれども、あれもアルミ缶だけじゃなくてスチール缶も可能とお聞きしてございますので、その辺も含めた中で、またいろんな今住民課のほうもそうなんですけれども、ごみの減量化ということで、これもごみについてということで広報みはま、毎月なんですけれども、いろんな形で住民に周知しているような状況でございますし、いろんな形でやっておるんですけれども、さらにまた議員、またいいことがあればまた私もお教えいただきたいなと、このように思います。頑張ってまいりたいなと、このように思います。

〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。

○9番(田渕勝平君) 先ほど申しましたように、広域のほうですけれども、美浜町の議員も議会からも行っていますので、見せてもらいました、それ。でも町長おっしゃるように、5つの方式を比較というんか、5つの方式はこうですよと言うてるだけの話であって、私が質問した一番もとになるんですよ。他府県の視察に行って、視察後は評価、検討しているんですよ。5つのことを聞いている、こう文章を言うんです、その資料を教えてくれ、

そうしたらわかりやすいさかい言うてんねんけど、5つの中でこれがええと思たかて、それは比較検討の話じゃないんです。

そして、1つだけ言っておきたいこと。これからの時代というのは本当にネットという もんがあって、皆情報がたくさん入ってくるんです。ただ単に今まで、次の質問にも関係 しますけれども、同じようなことしていたら物すごく批判ふえてきますんで、その点は やっぱり心得ておかないかんな、議員もそうですけれども、思っております。

それと、何かええ例、京都市の、町長みずからホームページ出して、私がこうしますと やるんが一番早いと思います。それはもう答弁は答弁として結構です。答弁いただいたと はいえ、時間の関係もございますんで次に移らせていただきます。

次に、第7次美浜町行政改革への取り組みについて質問いたします。今回の質問は単純な質問ですということを前置きとして言っておきます。

さて、過去を振り返ってみますと、行政改革に関する質問を27年3月議会以来10回続けてまいりました。ただ、28年の9月議会は下水道料金の統一に力を入れましたので、このときだけはしておりません。

さて、なぜそのように行政改革の質問を続けるのかと申しますと、率直に、それだけ求められているからということであります。

もう少し、ご理解いただくために説明をいたします。

もっとも経験から出てきた率直な思いですが、質問を理解していただくために前文にどれだけ力を入れても読んでくれるのは質問文だけと感じるのは私のひがみでしょうか。そんな気がします。しかし、そんな職員ばかりではなく、考えてくれる職員もおられるということで、めげずに発言させてもらいます。

さて、その前文ですが、以前受けた研修で、関西学院大学の林宜嗣という教授がおっしゃいました。「今、自治体がすぐにでも取り組まねばならないことを一言で言えば、中央集権システムの制度疲労で上がりにくくなった行政効果を地方分権型に体質転換することにより効果を上げることである」とおっしゃいました。そして、議会、議員が努力していかなければいけない視点は、ガバメントからガバナンスへの視点だと。そして、その結果、財政の健全化イコール自治体経営イコール地域経営という結果につながってくるのだというご説明をくださいました。

そして、そのときに注目しなければいけない要点として、事務事業評価はシンプルなほどよい。行政サービスの供給コストの合理化に努める。政策目標の具体化と数量化は不可欠。事務事業評価はもっと掘り下げて。インプット、アウトプット、アウトカムの違いが明確になっていることを見きわめること。重要なのはアウトカム。以上、簡単に言いましたが、理解しがたいかもわかりませんけど、要点とさせていただきます。

私はこのことを聞いて、正直、漠然としていたことが目からうろこでございました。それ以来、機会があれば今も時々読み返していますし、その視点から質問していくつもりであります。そして、それが行政改革について何度も繰り返しているもとになっている理由

です。

そこから、1つご理解いただきたいことがございます。

1つ目としては、行政評価の質問を繰り返すのは、前文に書いたように、中央集権時代に、過去はそれでよかったが、これから先の自治体運営は行政評価というものができる町でなければ財政的にも行き詰まってきますと言っているのでありまして、今の行政運営に遺恨はありません。町長にも課長にも恨みを持っているわけではございません。

2つ目として、第7次美浜町行政改革を取り上げるというのは、大綱があり、改革を進める基本的な考え方等々が明文化されているからであります。わかりやすいと判断しているからでございます。

さて、それはそれとして、繰り返した結果、町長は、本町に合った方法を研究し、PD CAサイクルを回し、行政改革を進めてまいりたいと考えてございますと言ってくださるところまで来ました。7月の文章質問で、美浜町なりの手法を考えてやっていきたいと、そういうことも言っておられました。

そこで、担当課長も努力してくださっておることは理解しているつもりでございます。 PDCAサイクルを回すに当たり、何をお手本、教科書としておられるのか、そのことに ついてをお伺いします。

何を言いたいのかと申しますと、どこか大学の教授あたりが書かれた本を参考にするのもよいかと思います。また、総務省あたりの指導書のようなものがあれば、それに従うのもよいかと思います。しかし、ネットで「行政評価」と検索すれば、表現はよろしくないかもしれませんが、掃いて捨てるほどございます。それを幾つか見れば、本当にPDCAサイクルが回っているのか、回っていないのかわかりますし、その中からよいと思われるものをまねるのも一つの手法だと思います。

確かに、独創性は大切でございます。しかし、余りにも独創性を追及しますとマニアックなもの、マイナーなものになってしまうと心配しています。執行部の中には、私の質問がマニアックなことを要求しているように感じておられる方もおられるのかもしれません。しかし私からすれば、町長が所信表明でPDCAサイクルを回しながら検討していくと言うなら、ネット等で見ればできているかできていないかが一目瞭然なのにという、どちらがマニアックなことを言っているのかという思いがいたします。

繰り返しておきます。事務事業評価はシンプルなほうがいい。2つ目、行政サービスの供給コストの合理化に努める。3つ目、政策目標の具体化と数値化が不可欠。4つ目、事務事業評価はもっと掘り下げて。5つ目、インプット、アウトプット、アウトカムの違いが明確になっているかを見きわめること。重要なのはアウトカム。

以上、繰り返してご答弁よろしくお願いします。時間もゼロになりましたんで、関係してまた議案審議のほうでも質問させてもらいますんで、町長のご答弁だけいただけたらよろしいかと思います。

〇議長(高野正君) 町長。

〇町長(森下誠史君) 田渕議員の3点目でございます。

第7次美浜町行政改革への取り組みについての中で、PDCAサイクルを回すに当たり、 お手本としているところがあるのかでございます。

今現在もいろいろと勉強、研究中でございますが、特定の書籍や会社の手法を参考にしているわけではなく、インターネットなどでいろいろな記事を見て勉強してございます。しかしながら、ポイントとなる箇所はどの記事でもほぼ同じで、計画、Pに関して、目的、目標を①シンプルに、②具体的に、③数値化してという点でございます。検証、Cに関して、目標未達成のときになぜなぜ分析など用いていかに真因を追及して次の改善に生かすかというようなことが多く書かれてございます。

このポイントは議員指摘の点とも同じであり、PDCAを回すに当たっての重要なことではありますので、こういった点を考慮しながらPDCAを回していこうと考えてございます。また、機会がございましたらば、林先生の資料をお見せいただけたらなと、このように思ってございます。

〇議長(高野正君) しばらく休憩します。

再開は11時10分です。

午前十時五十七分休憩

午前十一時一〇分再開

〇議長(高野正君) 再開します。

7番、鈴川議員の質問を許します。7番、鈴川議員。

〇7番(鈴川基次君) ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い、今回は教育問題に絞り、2点について質問をいたします。

まず第1点目、ひまわりこども園も早いもので開園10周年を迎えました。先日8月5日の園の夏祭りは、10周年記念と銘打ってにぎやかに催されました。この10年間、開園にかかわった塩崎元教育長、出口前教育長、そして現在の古屋教育長と、3人の教育長がその運営の指揮をとり、現場では順次5人の園長が職員との協力のもとに、子どもたちの保育と教育に現場責任者として汗を流してこられました。それぞれの立場で感慨深いものもあることと思います。それは、開園の準備から今日に至るまでの十数年間を振り返って、決して平たんな歩みではなかったと拝察するからです。

機能の違う2つの保育園と2つの幼稚園の統合、いわゆる認定こども園は、当時は一般的にはまだまだなじみの薄い存在であり、我々議会も当時県内で2カ所しかなかった橋本市と白浜町へ視察に行き、その利点を勉強し、また県外視察にも出向き、ある町が通園バスにねこバスを利用していたので、これは我が町でも生かせると執行部に提言して実現したという経緯もありました。

教育員会としても認定こども園の許可に向けての取り組み、また開園場所、保育士と幼稚園教諭の資格問題等々準備段階を経て、開園後も公設民営、公設公営等の経営形態の問

題、また正規職員と非正規職員の待遇の問題、そして園長、副園長とつどいのへやの所長、 副所長の交代に係る職員間の不協和音の声も漏れ聞こえてきました。

この十数年間、そうした紆余曲折もあったことと思いますが、私の知る限りにおいては、現在は落ちついた運営がなされていると感じます。町内唯一の幼児教育の現場という大きな使命を背負っての園ですから、何も問題や課題がないとは言えませんが、園長を芯に職員が町の将来を担う子どもたちの育成という同じ目的に向かって頑張っていると私は思っています。

そこで、教育長に、まずひまわりこども園10周年に対する所見、総括を求めます。

次に、先ほども述べたように、町の幼児教育の核を担うこども園が今後ますます内容を 充実させ、子育でするなら美浜町へという若い層が町内へ転入してもらうための呼び水と なるためには、どのような取り組みや施策が必要と考えているのかお伺いします。今後に 向けての課題点があれば、それもお伺いします。

〇議長(高野正君) 教育長。

〇教育長(古屋修君) 鈴川議員のひまわりこども園開園 1 0 周年を迎えてについてお答えをいたします。

まず、1点目の所感、総括はということについてです。

開園当初につきましては、私自身かかわっていなかったため十分な把握はできておりませんが、幼保連携型のこども園として幼稚園児と保育園児を同時に教育、保育することへの戸惑いやご苦労、また運営面での困難さなど数々の課題があったものと思われます。それゆえ園長はもとより全ての職員は、相当なご苦労をされてきたものと推察することができます。開園以来10年目を迎え、この間のさまざまな出来事を糧として、職員自身も事柄への対処、対応にもなれ、落ちついた教育及び保育活動ができているものと感じております。

三つ子の魂百までという言葉がありますように、幼児期の教育及び保育は人として育つための根幹であると考えます。そうした観点から幼児教育の大切さを再認識し、今後より充実した教育及び保育活動ができるよう、また地域保護者からの信頼がより深められますよう、職員ともども努力、研鑚してまいりたいと考えてございます。

なお、若い層への呼び水の件につきましては、何よりも日常の教育及び保育活動のさらなる充実を図るとともに、英知を集めてより魅力的なこども園への成長を目指したいと考えてございます。

〇議長(髙野正君) 7番、鈴川議員。

○7番(鈴川基次君) それでは、再質問に入ります。

教育長に就任してたしか5年目ですね。先ほど当時は、10年前は教育長でもなかった ということですが、開園時には既に教育委員長に就任されていましたので、私が先ほどか ら述べた十数年間のもろもろの出来事や推移については、よく承知されていることと思い ます。 そうした中で、最後まで議会と論議になったのはやはり公営化、民営化の経営形態の問題であろうと思います。議会の中ではいろいろと意見のある中、教育委員会は出口教育長以降はぶれることなく終始一貫公設ということを、公営ということを唱え、最後は長の判断のもと決定されました。

私は先ほども述べましたように、幼児教育の核をなすひまわりこども園は、町が責任を持って町の将来を担う子どもたちの育成に当たってもらいたいという願いも込めて、公営に賛同してきました。今回10周年を迎えての所管統括、また今後の取り組みについては教育長としての思いをお聞きしたものであり、ただいまの答弁、私は文字どおりと受け取らせていただきたい。今後この思いを、決して思いとして終わらせるのではなく、一つ一つ丁寧に実践していただきたい。そして園職員と一丸となって、教育長が言うより魅力的なこども園への成長を目指して、そして公営にしたことが間違いでなかったと、多数の保護者や町民から思ってもらえるような園づくりをしていただきたいと願います。もしこの点に答弁があればお願いします。

それと、もう1点、最後に園長にもお伺いします。

開園10周年という節目の年を、園長として迎えるのも何かの縁というか奇遇だと思います。園長に就任してはや4年目を迎えますが、これまでの感想、所見、園長としての今後の抱負をお聞かせください。

〇議長(高野正君) 教育長。

○教育長(古屋修君) ご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁、半分しかしていなかったように思いますので、残り半分を少しここで述べさせていただきたいと思います。

と申しますのは、園の今後に向けての方向といったあたりのご質問があったかと思うわけなんですが、そのことに関しましては、先ほどの答弁の中にもありましたように、何よりもやはり周辺の地域、あるいは保護者から信頼される園になっていくということが第一の、一番の目的ではなかろうかというふうに思います。そうした意味で、保育士ともども保護者から信頼されるような、また親切な対応ができるような園にしていきたい、このように考えているわけです。職員一人一人が誠意を持って子どもを保育し、また地域、保護者に接していけるような、そういう場所にしていきたいと、そのように思います。

それから方策ということについてですが、本年度から始めました英語教育、英語活動ですが、こういうふうな特化したような何かの活動が発見できれば、また見つけられれば、そういったあたりも手を加えていきたい、そしてそういうことが園の魅力として発信していければ、また他の町村からもこちらのほうへ通ってきてくれる、また町民がふえていければといったあたりも、大きな期待として持っているわけです。そういったことも答弁の中には入れておりましたが、先ほど抜けてしまいまして申しわけありませんでした。

それから、先ほど鈴川議員が言われました民営化、それから公営化というふうな課題も 大変ありました。ちょうど私、教育長になった途端がその状況でして、いろいろ教育委員 会の中でも論議をしたわけですけれども、結果的に公営という形になって現在に至っております。町長の決断もありましてこういう形になりました。今の状況については大変よかったんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(髙野正君) ひまわりこども園長。
- **〇ひまわりこども園長(山本理加君)** 鈴川議員にお答えします。

早いもので、ひまわりこども園は今年度開園 1 0 年目を迎えました。これまで多くの人々の思いや努力によって、今のひまわりこども園が育まれてきました。この園の伝統と歴史をしっかりと受け継ぎながら、3 0 年度改訂される幼保連携型認定こども園教育保育要領を基本に新しいことも取り入れていき、今後も保護者の方、地域の方など皆さんと話し合い、ご協力を得ながら職員一同力を合わせ、子どもたちにとってよりよい教育、保育を目指し、魅力ある園づくりをしていきたいと思っているところでございます。

〇議長(髙野正君) 7番、鈴川議員。

〇7番(鈴川基次君) 園長の感想というか抱負を聞かせていただきまして、多分察するに、最初議会では外部からということもありましたけども、否決されましたので、園長さんが、今の園長が園長に就任されたと。多分当初は、何も園の管理者としての経験のない中でスタートですから、大変な不安の中で船出したことと思います。そうした中でこれまで4年間、職員の協力もあって今は落ちついていると、これはやっぱり園長の力といいますか、大きいと僕は思っています。今後、釈迦に説法になるかと思いますけども、安心して子どもを預ける保護者の立場に立てば、やはり職員が一丸となって頑張っていると、ばらばらではなく同じ方向を向いて、園長中心に歩んでいるということが大きな、保護者にとって一つの安心だと思います。

また、僕も過去、保育園の保護者の役をさせていただいた経験から言うと、園で何か行事なり運営するには保護者の協力が何よりも必要になってくると思います。そういう上から保護者の信頼関係、これはもう大事だと思いますので、今後職員と一丸となって頑張っていただきたいと、それだけお願いしておきます。

それでは、次いきます。

2点目、学校教育の現状についてを3点ほどお伺いします。

まず、ふるさと教育の現状についてですが、町長の年頭の施政方針の中にもふるさと教育についてを言及されており、学校が総合的な学習の時間等を活用した地域学習、福祉学習、職業体験等それぞれの創意工夫をしながら特色ある取り組みを行い、美浜で育った子どもが美浜を愛し、将来の美浜を背負っていく気概を持つことができるように環境づくりに努めてまいりますと方針を述べています。

また、現在取り組まれている美浜創生総合戦略のプロジェクトCに日の岬・アメリカ村の再生とふるさと教育とはっきりうたっています。高齢化が進んでいる三尾地区においては、ふるさと教育は緊急の課題でもあります。

ふるさと教育は言うまでもなく、地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源、ヒト・モノ・コトを生かし、学校、家庭、地域が一体となってふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子どもを育むことを目的としています。この教育資源に関しては、美浜町には数え切れないほどの多くの資源が存在していますが、それをなかなか生かし切れていない面があり、また学校教育だけではなく、家庭、地域が一体となって取り組む難しさもあろうと思います。

そこで質問ですが、現在、各小学校でふるさと教育に関して、授業の一環としてどのような頻度、授業時間数で、具体的に何について、何の資源に取り組んでいるか、また現状の取り組みをさらに充実する上での課題点があれば挙げていただきたいと思います。

次に、小中学校連携教育の現状、進展について伺います。

この問題については、これまでも質問いたしましたが、その答弁の中で、いわゆる中一 ギャップの解消に向けての取り組み、小中教職員合同による研修会、相互の授業参観とそ の後の話し合い等の報告を受けました。

そこで、本年の連携の具体的な取り組み状況、あわせて本年新たな取り組みがあれば伺います。それと今後連携に向けての新たな進展策が考えられるのか、また課題点もあればお伺いします。

最後に、私もここ数年間、学校評価委員の任を仰せつかっていますので、年に何回か学校訪問をして、松洋中学校の現況はある程度把握してるつもりですが、常に指揮監督下にあり見守りを続けている教育委員会教育長として、松洋中の現状を生活面と学力面でどのように認識されていますか、お伺いします。

- 〇議長(髙野正君) 教育長。
- **〇教育長(古屋修君)** 学校教育の現状についてお答えをいたします。

まず1点目、町内小中学校のふるさと教育の取り組みの現状はということについてです。 ふるさと教育の推進については、美浜町の教育大綱にふるさと教育の推進という文言を 盛り込んでいます。ふるさとを知り、ふるさとを愛する心の育成を目指しています。各校 におけるふるさと教育の取り組みについては、年度当初に年間計画を立案し、校長会にて 各校の取り組み内容を共有した上で、1年間の取り組みを進めてございます。

具体的には、松洋中学校においては総合的な学習の時間に行ってございます。第1学年では減災学習、第2学年では職場体験学習、第3学年では新聞づくり、子ども議会への取り組み等の学習を行ってございます。各学年ともに地域のことを知り、知ったことをもとに考える学習を行ってきております。取り組み時間は各学年、年間40時間から60時間余りの時間を利用してございます。

また、教員研修として、地域のことをよく知る方を講師に迎え講演会を行ったり、町内のフィールドワークを行って、地域の文化財に関する知見を深めたりしてございます。

小学校においては、生活科や社会科、総合的な学習の時間等でふるさと学習を行っています。生活科では学校の周りを知るとともに、地域の方々との交流を行う等の学習を行っ

ています。社会科では地域のどこに何があるのか、どんな人々がどのような生活をしているのか等、地域の様子を知ったり、地域の偉人について学んだりといった学習を行っています。また、総合的な学習では老人ホームとの交流を行ったり、キャリア教育として地域の方々から職業についての話を伺ったりしています。取り組み時間は、教科書単元の取り扱い時間数によって差がありますが、各学年ともにかなりの時間がふるさとに関連する学習となってございます。

今後の課題としては、ふるさと学習を受けた子どもたちが成人した後、町内に住みながら、また町外から美浜町のことを支えてくれるような子になるには、どのような取り組みが必要になってくるのかを検討していくことが挙げられます。美浜町で育った子どもたちが、美浜町の発展のために寄与してくれる人材に育ってくれることを期待してございます。 2点目、小中学校連携の現状、今後の課題はについてです。

小中連携教育の取り組みは平成23年度に始まり、本年で7年目を迎えました。当初から、児童生徒の学習指導及び生徒指導に寄与することを目途に取り組みを進めてございます。本年度は相互授業参観、授業公開、松林清掃、自転車ヘルメット着用啓発、生活の決まり、生徒指導システムなど情報交換、教科ごとの授業交流、新中学1年生についての意見交流等の取り組みを進めてございます。

また、新たな取り組みとしては、学校司書の有効な利用方法、活用方法の考案、学力向 上推進に寄与するための読解力指導系統表の改訂、外国語活動の充実に資するための外国 語活動系統表の改訂などを行うこととしています。

今後に向けての課題としては、小中学校間の指導内容及び指導方法の系統の共通理解を さらに深める取り組みが挙げられると考えてございます。小学校ではどんな内容をどのよ うな方法で学び、中学校は小学校で学びを受けてどのような学びを行っていくのかという ことが適切であるのかということについて、不断の連携を行っていくことが求められてい ると考えてございます。

3点目、松洋中学校の現状の生活面と学力面をどう認識しているかということについてです。

まず生活面では、近年おおむね落ちついた学校生活が送られてきていると感じています。 以前に比して問題行動が少なくなってきていますし、部活動や学校行事においては、生き 生きとした生徒の活動が見られてございます。

次に、学習面では新しい学習指導要領が告示され、中学校においては、平成33年度に向けてアクティブラーニングと称される主体的、対話的で深い学びの学習が求められています。将来を健やかに生きていくためには、今まで以上に確かな知識を身につけ、その知識を周りの人々と協力しながら活用し、問題解決していく学びが必要となってきます。

松洋中学校では、文部科学省の研究指定を受けながら、新しい学習指導要領に適合した 学習指導に日々励んでいるところであります。そんな中、松洋中学の学力については、年 度により変動はございますが、基礎的、基本的な力についてはおおむね身につけられてい ることが多いものの、基礎的な知識活用について、問題を解決していく力については課題があると認識してございます。例えば、数学科で文章問題の主旨を十分に理解し適切な回答をしたり、国語科で与えられた条件に従って文章記述したりといった力については、不十分な点が見られます。今後は、このような課題を学校現場と共有しながら適切な指導をし、生徒の学力向上を推進していく所存でございます。

〇議長(高野正君) 7番、鈴川議員。

○7番(鈴川基次君) それでは、学校教育についての再質問に入ります。

まず1点目のふるさと教育に関しては、小中学校とも結構多くの時間を割いて、そして その内容については、小学校では幅広く地域の方々との交流を通して地域学習を行ってお る、また中学校では体験学習的なふるさと教育を行っていると、そういう感想を持ちまし た。

そこで質問ですが、各学科の学習は、文部省の指導要綱によって授業が進められていると思いますが、ふるさと教育、ふるさと学習に関しては、その時間数や学習内容は何を基準にして授業を進められているのか。例えば、その中にきちっとした指導要綱があるのか、地域のことやから学校独自に判断してやっているのか、また市町村の教育委員会がある程度の助言やアドバイスを与えて授業をやっているのかと、その点まず1点お伺いします。

次に、今後の課題として、ふるさと学習を受けた子どもたちが将来、町内に住みながら、また町外から美浜町のことを支えてくれるようになるには、どのような取り組みが必要となるのか検討が必要でありますとあります。ふるさと教育の効果、また意義を考えるときに、まさにその点が、将来自分が育った美浜を愛し誇りを持ち支えてくれる人材を育てていくということが何よりも大事です。今後、現時点で具体的にどのような、そうした町に誇りを持つような人材に育てるために、どうした取り組みが必要と考えているのかお伺いします。

次に、小中連携についてですが、ことしも多くの連携教育の取り組みがなされていますが、新たな取り組みの中で学力向上推進に寄与するための読解力指導系統表改訂、それに外国語活動の充実に資するための外国語活動系統表の改訂とありますが、これは具体的にもう少しわかりやすく、どのような取り組みでどのような形で連携をやっていくのか、その点について伺います。

次に、小学校の英語教育について、昨日同僚議員が質問されていましたが、小中連携に関しては、中学校の英語の先生が小学校の英語授業のコーディネーターとして協力するという案が示されていましたので、これは小学校にとっては、将来小学校の担任が英語授業を進めていくわけですから、そういう中学の専科の英語の先生がアドバイスしてくれるということは大変心強いことだと思いますが、こども園と小学校の連携という観点から、現在、園児にもまた、保護者にも大変好評のこども園での英語教育を小学校にも導入してはという昨日の提言に対して、教育長は、現在小学校へはそれぞれ週1回の割合でALTが訪問しているが、平成32年度からの小学校での英語が必須教科になることを前提に、来

年度から2年間の試行期間の様子を見てから検討したいと、そういう答弁をされています。そこで私自身が懸念するのは、小学校の3、4年生、5、6年生には来年度から試行ということですが、週にそれぞれ、3、4年生は1時間、5、6年生は2時間の英語学習、英語活動がなされていますが、1、2年生にはありません。それは、きのうの答弁ではそれをALTの訪問で活用したいという考えだと思いますが、これもある小学校の保護者に聞いたところ、1、2年生は現在月に1回のALTの授業があるということを聞きました。現在30分間ですが、週1回の割合で英語になれ親しんできた園児が小学校に入学したら、今度は月1回のペースになると、これでは明らかに英語教育に関する後退ではなかろうかと。現在の子ども園での英語教育が無駄になるとは言いませんが、生かされなくなるのではと懸念します。2年間の移行期間での様子を見ていく中での検討をしたいとのことですが、これも現在の現状をどのように考えているのか。

最後に、松洋中学校の現状認識ですが、生活面に関しては私も教育長と同様の思いで、 学校訪問や授業参観においても大変落ちついた雰囲気で、校長先生によると、この何年間 かは補導センターで指導を受けたり呼び出されたりした事例はないということで、これは 教職員の指導力によるところが大きいと思いますが、校長先生は、これは学校の力という より地域と家庭のおかげですとおっしゃっていました。

気になるのは、先ほど教育長が学力の面の認識で指摘しているとおり、これは多分、全国統一の学力検査の結果によって分析した答弁だと思うんですけれども、私もその点、学力面というところが大変気になります。先日も青少年健全育成に係る組織のメンバーの一員として学校訪問した際に、校長さんははっきりと口に出して、この現在の学力に関しては、これは学校にも責任があります。しかし地域や家庭の協力がなければなかなか向上は難しいですが、今後高校入試に向けて7時間授業、また補習等で学校でできることは全力で取り組みたいと、取り組んでいきますとおっしゃっていました。私は学校関係者、学校支援者に対しては学校の現況を、よい点、悪い点も含めて包み隠さず話して、謙虚に協力を求める校長先生の姿に大変共鳴いたしました。教育委員会としても、これらのことは私が申し上げた以上に重々承知のことと思います。

そこで質問ですが、松洋中学の現況への対応という限定ではなく、一般論として学力向上に向けての教育委員会としての取り組める支援策、これは何かということでありますが、まず私が思い浮かぶのは、教職員の加配によってきめ細かな授業を行っていくこと、例えばTT授業であったり、またこれは保護者の理解が必要ですが能力別授業であったり考えられますが、ほかに教育委員会としてできる学力向上に向けての取り組みなり支援策についてどのようにお考えですか。

以上、お願いします。

〇議長(高野正君) 教育長。

〇教育長(古屋修君) ただいまの鈴川議員のご質問にお答えをしたいと思います。たく さんありましたので、全部網羅できるかどうかちょっと自信はありませんが、述べてみた いと思います。

まず1点目、ふるさと教育にかかわって、小学校で一体どの時間で何をどういう取り組みをしているんだという簡単なお話であったかと思うんですが、小学校の場合、学習指導要領の中にふるさと教育なんてものは位置づけられておりません。では、どこで何をしているんかといいますと、例えば社会科の中で、社会科の学習は、まず地域からの学習というのが基本になってきております。だから社会科ですから、まず身の回りのことを学習して、どんどん外へ広げていくような学習形態になっているということになります。

ですから、まず小学校3年生のあたりでは、地域のことを学習するというのが教材にあります。だから、その教材を美浜町のものに置きかえればその学習ができる、例えば地域の農業であったり地域の商店であったりというふうなことで学習が進められていくわけです。1、2年生ですと、生活科という教科がありますので、生活科の中で地域を探検したりというふうなことから地域を知るというふうなことがあります。

そういうことから派生しまして、総合的な学習の時間などでは地域の偉人について学習するとか、また地域のことに詳しい方に来ていただいて、文化財のことであったりというお話を聞いたりというふうな取り組みをしております。ですから、教科の中で学習をしていると、こういうふうに取り上げていただいても結構じゃないかというふうに思います。

それから、美浜町ではクヌッセンの話が有名な話なんですけれども、これは県で発行しております道徳の教科書の中にクヌッセンの話が載せられておりますので、その時点でクヌッセンの話は十分に子どもたちに伝わっていると、こういうふうに把握しております。

なお、中学校におきましてはその上に立って、もう少し幅を広げた形でのふるさと学習、だから、町内に限らず日高郡内あるいは県下というふうな形の広い範囲にふるさとを広げていっていると、そういうふうに把握していただけたらいいんではないかというふうに思います。

それから、大変難しい話なんですが、将来子どもたちが大人になったときに、どれだけ ふるさとを思う心が育っているんかというのは大変難しい中身だと思います。

ただ、私どもが言えるのは、子どものころにどれだけふるさとを見る目、ふるさとを、きれいな言葉で言いますと愛する心が宿らせることができるかというあたりにあるんではないかというふうに思うわけです。それとともに、両親の住んでいるふるさとに、町から出ていったときにどれだけ思いをはせることができる心情を培われたかといったあたりにあるんではないかというふうに考えております。

それから2点目は、小中連携の問題がございました。その中で、いわゆる読解力の問題、 それから外国語の系統表のお話が出たかと思うんですが、これはどこからきたかと申しま すと、学力テストなんかで見ますと、全県的にですがどうしても読解力が弱い、和歌山県 の子どもは読解力が弱い、美浜町の子どもたちにとっても決して外れることなく読解力が 弱いというあたりからきまして、やはり読解力というのは、ある学年だけぽっとやっても なかなか身につくもんではありません。ですから、小学校1年生から中学校3年生までを 系統的に指導していかなければ、ある学年で力を入れてもつくものではありませんので、 では小学校1年生ではどの程度すべきか、2年生ではどの程度までいくべきかというあた りを、学年に進むにつれてどういう指導をしていくかというあたりの系統表を昨年度末に 立てました。そして本年度、それをそれぞれの学校で実行していただいているわけなんで すが、それで終わりではなしに改善をしていかなければいいものができていかないと思い ますので、それに向かっての改訂をしていくと、そういう目標が一つあるということです。 これが一つ。

それから外国語につきましては、2年先、32年度から英語科が小学校へ入ってくると。 それにかかわりまして、小学校と中学校の英語のつなぎということが非常に大事になって くるとともに、2つ小学校がありますので、この2つの小学校で違うことをやっていれば、 中学校へ入ったときに差ができてしまいますので、やはり同じペースで同じようなことを 学習する必要があるということで、小中の連携も含めて、じゃ小学校でどういう英語の学 習をしておけばいいのかというあたりで系統表をつくってきたと、これも昨年度末につく りました。英語の専門家は中学校におりますので、中学校の英語の先生の協力をもらいま して、そして小学校の先生と相談しながら系統表をつくってもらったと、こういう経過が あります。これも1回つくったら終わりではなしに、改善していく必要がありますので、 これも今年度やる予定にしております。

それから3点目ですが、小学校の英語教育にかかわって、子ども園の英語と小学校とのかかわりなんですが、現在も鈴川議員おっしゃられたように、小学校低学年の子どもも少し英語に触れさせております。というのは、学習指導要領の中では全然低学年は載っていないんですけれども、それではなしに、美浜町独自の形で低学年のところへもALTに行ってもらって、少し英語に触れさせていると、そういう経過が昨年度も行っております。ですから、そういうことも今後含めながら、今ひまわりこども園でやっているもの、全く同じような形にはならないとは思うんですけれども、全くゼロにしたら消えてしまうかわかりませんが、少しやっておれば続いていくのではないかという期待を持っているところです。

それから学力面のことにつきましては、先ほど言わせていただきましたのは、いわば松洋中学校だけの問題ではなしに、全県的な今の中学生の傾向だろうというふうに考えます。ただ、その中で言われましたように、教員数がふえて先生方が余裕を持って指導できるという環境ができれば一番いいわけなんですが、それには限度があるわけでして、ただ職員も頑張っているわけなんですが、それにもまして今、子どもたちの様子を見たときに、家庭での学習時間の減少、減っているということが一番大きな原因ではないかなというふうに私自身は考えております。一つにこのスマホを使ってゲームなりなんなりやっている時間帯が大変長い、その長さがあるがために勉強時間が減ってくる、こういう逆効果が起こってきているように思います。そこらあたりまた今後取り組みとして、スマホの使い方なんかについても学校等と協議して、これについては保護者の協力がなければどうしようもないことですので、そこらあたりもアピールしながら進めてまいりたいと、このように思っているところです。

いずれにしましても子どもの学力につきましては、何といっても学校の責任では、また 教育委員会の責任でもあるわけですので、今後とも学校と協力しながら頑張ってまいりた い、そのように考えております。

以上、網羅できましたかどうか心配ですが、よろしくお願いいたします。

〇議長(髙野正君) 7番、鈴川議員。

○7番(鈴川基次君) 今の答弁の中で、松洋中学校のことに関しては、教育長が言われたように家庭の勉強時間が少ないと、それはアンケートをとったら1日2時間、3時間ぐらいはもうスマホとかに向かっていると、そういう中ではなかなか家庭学習ができてない。 塾には8割9割行っているんやけども、塾行ったら勉強したと思い込んでいるという中で、そこらあたり原因だということを僕も聞かせていただいたり、いろんな中で思います。

それと、これだけはお願いしたいんです。先ほど言うた英語教育、せっかく今こども園に、英語教育を始めたわけですから何とかこれを継続して、1年生2年間の、3年生に入ったらある程度ですけれども、1年生、2年生に対してもでき得る限り時間数を確保していただいて、今の取り組みが生かせるような、そういう対策を考えていただきたいと思います。

今回、ほぼ現状を把握するためのいろんな質問をさせていただきました。今後、現状を聞いた上で、私なりの学校教育に対する提言なりもこれからまた考えさせていただいて、質問もさせていただきたいと思います。

以上をもちまして終わります。

○議長(髙野正君) しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午後〇時〇〇分休憩

午後一時三〇分再開

- 〇議長(**高野正君**) 再開します。教育長。
- ○教育長(古屋修君) 冒頭に申しわけありません。

午前中の一般質問に対する私の答弁の中で不適切な言葉がありましたので、取り消しを お願いしたく思います。

それは、鈴川議員の一般質問の中の再質問に対する答弁でありまして、生徒指導に係る 中身で、最近落ちついてきているというそのお話の中で、こういう言葉を使いました。

「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」と、こういう発言を行いました。この部分については、大変不適切であるというふうに思いますので、取り消しをお願いするとともに、おわびを申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(高野正君) ただいま教育長から、本日午前中の会議における鈴川議員の答弁において、不適切と思われる発言部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- ○議長(高野正君) 異議なしと認めます。したがって、教育長からの発言取り消しの申 し出を許可することに決定しました。

日程第2 報告第1号 平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 報告第1号 平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金 不足比率の報告につきまして、細部説明を申し上げます。

さきに、平成28年度決算に係る健全化判断比率について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定の中で、「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。」となってございます。まず、当町の算定結果では、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、どちらも黒字決算なので、「赤字比率は発生なし」ということでございます。

また、実質公債費比率は、公債費に公営企業の元利償還金に対する一般会計からの繰入金や、一部事務組合の地方債の元利償還金に対する町の負担金などを加えて算出する指数で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございまして、6.0%でございます。ちなみに、早期健全化団体基準は25%、財政再生団体基準は35%であります。

将来負担比率は、地方債の残高を初め一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準 財政規模に占める比率でございまして、49.9%でございます。ちなみに、早期健全化 団体基準は350%であります。 前年度と比較して、実質公債費比率は下がっていて改善が見られますが、将来負担比率 は上昇してございます。

次に、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

ここの説明は昨年度と全く同じとなります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定では、「公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。」となっています。

当町での対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、これらいずれの会計につきましても資金不足は発生しておりませんので、「資金不足発生なし」という結果でございます。

健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上になった場合には財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合にも経営健全化計画を定める必要がありますが、当町は、全ての基準を下回りましたので、これらの計画の策定は必要ございません。

以上が報告第1号でございます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。

本件については、報告事項ですので、これで議了します。

日程第3 議案第1号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和 歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第1号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、細部説明を申し上げます。

和歌山県市町村総合事務組合は、主に市町村職員の退職手当の支給に関する事務と、議会議員や非常勤職員の公務災害に関する事務を共同処理している組合でございますが、今回、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務について、新たに「紀の海広域施設組合」が、非常勤公務災害に関する事務について、新たに「有田聖苑事務組合」、「有田郡老人福祉施設事務組合」、「有田衛生施設事務組合」の3つの組合が、いずれも平成30年4月1日から共同処理したい旨の通知がありましたので、組合規約の変更について地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

条文としては、別表第2の中にそれぞれの組合を追加するものでございます。

ちなみに、「紀の海広域施設組合」は海南市、紀の川市、紀美野町のごみの処理を共同で行い、「有田聖苑事務組合」は有田市、有田川町、広川町の火葬業務を共同で行い、「有田郡老人福祉施設事務組合」は湯浅町、広川町、有田川町が共同で老人ホームを経営し、「有田衛生施設事務組合」は湯浅町と広川町が共同でごみ処理をそれぞれ行うものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(髙野正君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- O議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- 〇議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第1号 和歌山県市町村総合事務 組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更については原 案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 美浜町公共下水道事業基金の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第2号 美浜町公共下水道事業基金の設置に関する条例の 一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

松原地区公共下水道事業につきましては、平成28年度をもって計画区域の管渠工事が 終了したところでございます。

工事の執行に当たり、平成14年以降受益者負担金を徴収して、これを基金に積み立て してきたところでございますが、現在の条例では基金の処分の方法として、起債の償還に 充てる場合と、建設の財源に充てる場合しか規定されてございません。

しかしながら、美浜町公共下水道事業受益者負担金条例第9条には、事業が終了した場合には負担金額を確定させなければならない旨の規定が、第10条には、確定額との差額については遅滞なく還付する旨の規定があるため、事業終了後に基金に余剰が生じた場合の処分の方法として、条文に精算の規定を追加し、受益者負担金を還付できる規定を設けるものでございます。

具体的には、第4条に3号として「美浜町公共下水道事業受益者負担金条例(平成14年条例第17号)第10条の規定による精算が行われたとき。」を追加するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。 これから採決します。この採決は挙手によって行います。 本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〇議員 (挙手多数)
- **○議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町公共下水道事業基金の設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 美浜町公民館設置条例の一部を改正する条例についてを議題と します。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第3号 美浜町公民館設置条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

地方創生拠点整備交付金を活用した三尾地区の再生計画が現在進行しているところでございますが、拠点整備の一つとして、三尾分館の2階部分をレストランとして活用することとなっていることから、美浜町公民館設置条例を改正して、三尾分館については1階部分のみが公民館であるとするものでございます。

具体的には、第3条にただし書きを追加し、三尾分館は共用部分を除き、建物内の1階部分に限るとするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) 今ここで公民館の設置条例が出てくるということです。本来でしたら漁師レストランでないんですけれども、漁師レストランの予算組むときに同時に出てくるか、その予算が形になって出てくるのであるならば、その計画を通るために設置条例を変えて、それから予算出てくる、予算通過した後で条例、それ、公民館の設置条例を変えないかんということ気づいてなかったということなんですか。これは教育委員会になるんかな。

町長、過去にこういうことありましたよね、地籍に絡んで。町長、それに反省して減俸 までしたんじゃなかったですか。どうもこの出てき方というのは、前もって根回しじゃな いですけど、議会、全員協議会等でこういう条例の変更も必要になるかと思いますが、とりあえずまだこちらのほうの詳細がわからないので、予算云々というような説明でもあればいいですけど、議会というのは、後ででも十分承認してくれる、事務が迫ってきたらそれでええぐらいのお考えだったんですか。

町長、おくれてきた理由というのは、理由があればそれでいいんですよ。教育委員会、 公民館の何か、気づいていないのか、忘れていたので今になったのか、そこら辺の説明お 願いします。

- 〇議長(高野正君) 教育課長。
- ○教育課長(西端成太郎君) 田渕議員にお答えをいたします。

この件につきましては、まず、公民館というのは営利をしてはいけないというのが社会 教育法に載っておりまして、それに基づいて今回の措置を提案させていただいたところで す。

今回の工事というのが実際、これから11月とか12月とかに始まるということも聞いておりますので、それよりも先にこの条例を可決していただくのが適切だと思って、この機会に出させていただきました。

これについては、他市町なんか見てみますと、複合施設のようなものがあって、建物の一部が何か営利企業をやっていて、ほかの部分が公民館的なことをやってるということもありますが、県等々にも問い合わせたところ、明確にしていることが適切であるということもご指摘いただきましたので、今回上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 今の教育課長のご答弁でしたら、不明瞭だったけども調べて伺ってみれば、やっぱり条例の変更が必要やというような答弁だと思います。

それはもう既に明瞭だったんじゃないですか。先ほどの地籍のときクーラー使って、お 昼休みやないけど、昼の休憩に使ったということだけ見ても、それで町長が減俸になって るんでしょう。それだけ見ても、やっぱりそこのところ明確にしなければいけないという ことは、もう最初から明らかですよね。

かつて、課長がまだ責任ないころでしたけども、中央公民館で教育委員会の一部があそこで事務とっていたことがあったんです。かつての谷口昇議員が、おかしいやないかということで、公民館業務だけにして分かれたことがあったんです。そういうことから、過去の例からしてみても、公民館で営利云々ということはもう最初からここでするという時点で、少なくとも議員の皆さんは認識できていたと思いますよ。

聞いてみて、明確にするべきだ、だから今ここで条例出すんだというんは、ちょっとそれは、そのとおりやとしたら、そこまでわからんとしたら、教育委員会として公民館を預かるのに、ちょっと努力が足りんの違うんかなと私は思います。

それで今、町長のほうからご答弁ありませんでしたけど、順番違うんじゃないんですか。

一番最初の質問と同じですよ。本来でしたら、ここで漁師レストランをつくるんやと、そういうことを決めた時点で教育委員会にお話しして、それで議会で全員協議会でここをするとしたらこういう手続をせないかんのやけども、今のところまだ予算化するまではちょっとお待ちくださいとか、それで予算先に通しておいて、この変更というのはないんじゃないんですか。少なくとも同時でなければいけないんじゃないんですか。

普通、よくあるでしょう。この条例の議案が2つあって、ここの議案が通ったらこっちもまた可決せないかん。ほなここ、最初のほうで通るか通らんかわからんのにこっちのほうは決められんというような条例、2つ関連したものが出てくるのは当たり前でしょう。それからしてみたら、今言うように、今ごろになってなぜこんなことしていると、そういう企画になるんか、町長、とにかく執行部サイドのほうでどんなにお考えがあって今ごろになって出てきたんか。そうじゃないんじゃ、これこれしかじかこういう理由なんやということがあったら説明してください、納得しますんで。お願いします。

〇議長(高野正君) 地方創生統括官。

〇地方創生統括官(西山巨章君) どうも、いろいろご心配いただきましてありがとうご ざいます。

一応申請、まち・ひと・しごと創生本部に今回いろんな漁師レストランについては、年末に申請を出したんです。2月の初めに採択されましたが、その時点では公民館を使うというのは確かに書いておりましたが、場所については仮の案で2階というのは確かに書いておりましたが、実際には確定したのは日の岬・アメリカ村再生協議会の場で確定することになっておりまして、それまでいろいろなコンサルとか入れ、基本設計も重ねた結果、8月28日の協議会で2階にレストランを整備するということが確定しましたので、それを受けて教育課のほうで申請を出してくれたんだと思います。

〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。

〇9番(田渕勝平君) もう一度ちょっと確かめさせてください。確かに統括官がおっしゃるように、最近議会のほうで全員協議会でご説明もないんで、どうなっているんかなという思いもあるんですけども、当初からあそこを利用されている、その時点で議員の中では、同僚の中ではこれ許可するとしたら、ちょっとやっぱり公民館の条例変えないかんの違うんという話、出てました。そこから後、いっこも説明がなかったんです。

ただ、8月云々というより、それまでにこういう手続をきちんと議会にするなり、説明するなり、簡単な話を一番最初に言っているつもりですよ。今はまだここのところが決定してないんで、決定したらこのことは必ず条例を変えてさせてもらいますとか、条例変える必要があるとか、そういう説明が1回もなかったんでしょう。だったら、議会というものはいつ出しても賛成してくれる。順番らどってことないと言うているんじゃないんですよ、これ1回目の質問なんですよ。

そのこと1つ目で、1つつけ加えさせてください。三尾というんは、公民館、2階も要らんで1つで済むんですか。今までそんな建物だったんですか。公民館、教育委員会のほ

うに伺いますけども、もういつも遊ばいていっこも使うてなかったんよと、ここは漁師レストランになったさかというて何にも困れへんねと、そんな無駄な公民館、どでかいの建ててたんですか。

それとも、人口が極端に多かって昔は必要だったけど、最近もう人口も減って、そんなに減っているように思わんねけどね、高齢化は進んでるけども。ほんで2階を使うことないんで、これレストランでいいですよ、そういう考えなんですか。見渡してみて、ここすいてるさかいに、ここへ漁師レストランしようか、公民館てそんなんなんですか。随分と大ざっぱなように、私のほうから見てたら見えるんですけども、いかがでしょうか。

- 〇議長(高野正君) 教育課長。
- **〇教育課長(西端成太郎君)** 田渕議員にお答えをいたします。

三尾公民館の使用についてということであったかと思うんですが、決して三尾公民館が必要ないとか、そういうことでは全然ございません。ただ、実績ということで申しますと、平成28年度で申しますと1階部分と2階部分がございますけども、2階部分は記憶しているところでは、会議が1回あったように記憶しております、漁協の関係やったと思いますが。あと1階部分につきましては、三尾の合唱の団体さん、碇さんところの団体さんですかね、オーソーレMi O さんですかね。あと卓球の同好会的な方が利用されています。

日数的には、1階のほうにつきましては昨年の4月ぐらいであれば、卓球さんとオーソーレMioさんで月の10回かもうちょっとぐらい使ってたかと思います。大体その中に推移をしております。 2階の部分については先ほど申しましたように、昨年度わかってる範囲では1回会議が開かれております。

以上でございます。

○議長(高野正君) しばらく休憩します。再開は14時10分です。

午後一時五十七分休憩

午後二時一〇分再開

- 〇議長(**高野正君**) 再開します。防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君**) 田渕議員の質問にお答えします。

先ほど統括官も申しましたとおり、予算の国への要望の段階でここであろうという想定はしておりました。想定をしておりましたけども、いろいろ協議会での決定事項ということで、ずっと日にちがたってきたわけでございますけども、この協議会の下ににぎわい観光部会というのがございまして、そこらの部会の中で、一度田辺市のほうへ秋津野ガルテンというところがあるんですけども、ここらあたりへ視察に行った際、三尾小学校のほうがいいんじゃないかというふうな話がございました。そのあたりでぎりぎりの調整が続きまして、第4回の8月28日の協議会にて、基本的な計画として公民館の2階を使用するというのを決定いたしました。

確かに、田渕議員がおっしゃるとおり、こういうようなことを想定されるであろうこと

があるならば、先に全員協議会で、いきなり出してくるんじゃなしに、こういうようなこともありますよというような説明というのも、私、十分わかります。

今後、いろいろ状況はございますけども、今後このようなことがないように、配慮と申 しますか説明していく機会を設けていきたいなと思います。申しわけございませんでした。

〇議長(髙野正君) 2番、谷議員。

○2番(谷重幸君) 町長も、前に使用外目的で減給されたような、町長も公民館の使用に際して、昔にそういうこともあったんで、いろいろこういう案件については心配しながら見ておったんですが、いろいろ住民の方、三尾の方含め、いろいろ話聞く中で、やはりこの公民館という機能をなくすということに対しては、私も少し、そう言うておられる方の意味もわかるので、改めてちょっとお聞きしたいんですが、三尾の方限定ではないですよね、公民館使うのは。美浜町全体であったりとか、実際ですよ。そういう意味で、教育委員会としてほんまにどこまでこれ考えられたのか。というのは、三尾の人が余り使うてないという感覚だけでこの公民館の使用に関して物事が動いたとしたら、これはちょっと非常に危険な発想ではないかなという見解を持っております。まず、そこちょっとお聞きしていいですか。

- 〇議長(高野正君) 教育課長。
- **〇教育課長(西端成太郎君)** 谷議員にお答えをいたします。

先ほど、三尾の使用状況ということで申し上げましたけども、谷議員言われるように、 三尾の人の使用が少ないから公民館がなくてもいいんだとか、そういうことではございま せん。

まちのほうの地方創生のプロジェクトがある中で、あそこが適切な場所であるかもしれないということの中で、総合的に考えて今回の公民館設置の条例の改定に至ったということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(髙野正君) 2番、谷議員。
- **〇2番(谷重幸君)** そうしたら町長、今のようなお話の中で、実際これ条例変える云々、実際この後、総務の管理になるのか、防災のほうが何らかやるのか、ちょっとわかりませんけど、実際こういう条例変えるとか、こういうことに関して、実際、協議は町長、されましたか。
- 〇議長(髙野正君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 谷議員にお答えいたします。

この地方創生というような形の中の協議はるるしてございますけども、この公民館の設置条例の一部改正というような形の細かい部分に関しまして、どんだけ、じゃあ私を含めて協議したかということでございますが、その辺につきましては少ないなと、このように思ってございます。

というのは、先ほども両方のほうでもご説明をさせていただいたとおり、協議会等々ま

たいえば8月23日というような形、先ほどもご発言させていただきましたが、地方創生というような形で協議はずっとしておるんですけども、その辺の設置条例の一部改正ということにつきましては、数は少のうございます。

以上です。

- 〇議長(髙野正君) 2番、谷議員。
- **〇2番(谷重幸君)** 町長、今、そう答えられましたけど、これはやはり問題やと思いますよ。実際こうする、条例も変える、公民館の機能をなくしてこういうこともする。そこへ町長が実際、この議論に余りないと言われましたけど、これは問題やと思いますよ。

課から上がってきて、ああ、ええん違う、これでとんとんといくような話では私、ない と思いますし、これはちょっとどうかなと思いますね、実際は。

あとちょっと、この今後の考えですが、これ普通財産で総務が管理されていくんですか。 あとの動き、ちょっと教えてください。

- 〇議長(高野正君) 総務政策課長。
- 〇総務政策課長(福島教君) お答えいたします。

初め、総務のほうとしては、この公民館の一部を外すという条例とあわせて、あとのレストランの部分、それと別に幾つか建物あると思うんですけども、その部分の設置条例みたいなものをあわせて提案というふうなことを、初め想定してたわけなんですけども、いろいろ防災企画課長にも聞く中で、その後の委託の方法であるとか、あとその地方創生の交付金とかの補助申請とかの書類上の関係で、そういう条例上の施設をどういう条例上の位置づけにするかというあたりが、まだなかなか詳細がわかっていないというか、詰まっていないというような状況であるというふうなことを聞きましたので、一旦、公民館のほうの一部を外す条例を先行したというふうなことかと思います。

今言われるように、それであれば、財務規則の中で行政財産でなくなるのであれば、教育委員会から所管がえといいますか移管といいますか、そういう部分で一旦は普通財産に変わるとなれば、その期間中は総務へという形になろうかと思ってございます。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 防災企画課長がそうおっしゃいました。一応、納得します。

しかし、それならば、この予算、多分議員の中で、あの公民館にできるかできないかわからんと思って手を上げた人はないと思うんですよ。旧三尾小学校のほうへ行く可能性もある、そんなんで、そんな案件あるんですかね、実際問題。もうみんな企画の説明のとおり、この公民館でいくんやと、そのためにこんだけの予算が要るんやと、詳細の設計云々ということについては、それはその後の問題かもあろうと思いますけど、賛成した中では、もうこの公民館へできるという前提で皆さん、賛成していると思うんです。そこら辺、もしそうだとしたらちょっと提案理由説明のときか何かが非常に説明不足だったんかなと思います。

それと、今、谷議員が質問させてもらったように、関連してですけども、今、総務課長がおっしゃるように、公民館から外したと、さあ、あとどうすんなって、それもちょっと 乱暴じゃないんですか。

要するに、管理条例なり、ここはこういう、まだ今の時点では、最近、全員協議会で何の説明もございませんので、どういうとこまで実際には進行しているんかわかりませんけども、第三者の方に経営していただくんか、またどっかのNPOが経営するんか、それはその結果によってというんもあるんでしょうけども、いずれの形にせよ、その公民館から外れた部分、いわゆるレストランの部分というのは、まちの財産である以上、こうして管理していくということもまだわからんのじゃ、ちょっと困るんじゃないんですか。それも、もし外れた場合はこうあって、あああってという根回しじゃないけど、説明聞いた上での理解ならできるんですけども、我々ここでぽっと聞いて、あれ8月の末でなかったら決まらなんだんよ、そんなつもりで予算賛成したつもりもないんですよ。

そこら辺について2点、我々は少なくともあそこへレストランをつくるという、でも問題はあるやろうなということは認識してた。でも、今しか出てこなんだ。そして今出てきたら、その後はどうして管理していくという方向性がまだわからん。ちょっと乱暴じゃないんですか。

〇議長(高野正君) 地方創生統括官。

○地方創生統括官(西山巨章君) いろいろご心配いただきありがとうございます。

私も予算申請した段階では、公民館でぜひやりたいと思っておりまして、それについては田渕議員の感覚と同じだったんですけど、やはりこういうのは住民というか、地方運営組織が運営していくというのが交付金のもとでございますので、住民のそうやっている地域の方々の賛成なしにはやっていけないということは、私が事前にお話ししたと思うんですが、それで十分にご審議いただきました。その中で住民の人たちも真剣に考えていただいて、もしかしたら場合によっては小学校でやったほうがいいんじゃないかという意見もあったんですが、それもみんなで話し合った結果、やっぱり景観的にも公民館の2階のほうがいいんじゃないかということで公民館に決まったわけでございまして、別にいいかげんなつもりで申請を出したわけではございません。

今度、管理については、これもやっぱり住民の方々がすごい真剣に考えてまして、最後は自分たちできちっと運営していかなきゃいかんないということはすごい、私が思う以上に住民の方のほうが真剣に考えておられまして、今まさにNPOにするのかとか一般社団法人がいいのかとか、そういうことについてもまさにぎりぎりの議論をされているところでございますんで、できれば私もそうですし、議員の皆様も温かく、できればサポートしていただくとありがたいんですけど、彼らの動きを見守っていっていただけるとありがたいかなと私は思っておるところでございます。

〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。

〇9番(田渕勝平君) 統括官が言っていることを否定するつもりはございません。正直、

統括官自身もあの時点では公民館へつくられるというつもりでいたというのは、そのとおりだと思います。

しかし、住民の方の意見も重要視せないかんと、それも理解します。たとえ予算がその 形であったとしても、やっぱり住民の意見があったとき、もう1回一から考え直してくる、 それも実際大切なことだと思います。

NPOで住民の方も真剣に考えてくれている、それも非常によい話で大切なことだと思います。でもやっぱり持ち主は町なんでしょう。だったら、NPOであろうと普通の一般の社会何とか法人で運営しようと、いずれにせよ町はこういう形で個人に貸し出すなりNPOに貸し出す、また会社組織の法人か何かに貸し出すなりという、そこの姿勢はきちんと最初からしてなけりゃいけないんじゃないんですか。

それと、さっきからちらちらと言っておるように、議会も賛成、協力していただきたいというお話、多分、反対している議員は1人もないと思います。ただ、見えません。やっぱり必要なことは議会に報告していただかなければ、ちょっとだけ、議長に蛇足と叱られると思いますけど、熊本へ震災見に行ったときに、ああいうときに一体何ができるんかなという質問をしたんです、議会として。そしたら益城町の議長さんは、やっぱり住民に寄り添って、住民のところへ足を運んで、それより実際はほかないんやと。いま一つ、執行部の方と連絡を密にとって、今、執行部が何を考えるか、結局、住民に寄り添うこと、執行部に寄り添うこと、それが一番議会にとって必要やという話、全くこれも一緒なんです。誰も反対してません。でも寄り添うつもりはあっても、そっちでそっぽを向かれてそんな話もあるというふうにわからなんだら、協力もしにくいですよ、非常に。

だから、そこのとこは、必要事項はきちんと報告してください。そもそも私がこの質問をしているんは、必要なことはやっぱりお互いにやりとりせないかんのじゃないんですか。さっきから根回しということなんか、本当の議場で話しすることじゃないんですよ。根回しでもあったら我々は納得できますがということも言うているんですよ。本当にシビアにいくんだったら、シビアに物事を判断するんだったら、根回しというような言葉はこんなところで使うことじゃないのも、わかった上で言っているんですよ。

でも、我々議会のほうから見てみたら、いきなりぽんと予算出てきた、ぽんとこれ出てきた、さあ、次はどんなに管理していくんかわからん。実際はそうなんでしょう。そやから、見守ってくれというより私たちに、私が寄り添う気持ちがあっても、私たちにそっぽ向いているのは執行部じゃないんですか。

ちょっと、質問というよりも、今、西山統括官に言われたことに対するこっちの率直な 思いですけども、我々の考えがおかしいんだったらおかしいと言ってくださって結構です。 〇議長(高野正君) 質問わかりますか。初めに田渕議員が言うたように、持ち主は町な んやから、2階部分だけ外しても、その管理をどうするんなて、条例も何も要らんのかと、 外しただけで、そこがあるんですよ。そういうことをきっちり、何にもお答えになってい ないんで。総務政策課長。 ○総務政策課長(福島教君) 今回の条例改正後の管理のお話でございます。

まるっきり管理をどうしていくかが決まっていないということではなしに、先ほどもちょっと言いましたように、一旦は普通財産という扱いになるかと思います。その上で、地元の何がしか団体の方にそれを運営をお任せしたいという話は防災企画課のほうから話としては聞いております。

その上で、設置条例、設置及び管理条例なりをつくって、また別の形の行政財産という位置づけにして、それに対して、運営を委託するという形の指定管理であるとか、そういう形の手順を今後踏むのか、それともいいことじゃないかわからんですけども、普通財産のままに一旦しておいて、そういう形のほうが貸し借りもある程度自由がきくというふうなところも見据えて、いましばらく管理条例、設置条例については少し時間を置いて検討していきたいということでいくのか、そのあたりでちょっとまだ結論が出てないということで、地元の方に運営をお任せしたいという方向については、そこは管理方法について全く何も決まっていないということではないというふうに、総務のほうではそういう解釈をしてございます。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) 課長、よくわかりました。

だったら、提案理由の説明のときに、まだこのことについてはと、今課長が言われた説明も提案理由でつけ加えてくださいよ。乱暴やと言っているんよ、最初から。

もうくどいですから、迷惑かけたらいかんので言いませんけど、繰り返しますけど、 ちょっとだけ繰り返します。最初から、ここ使うんは問題やでと、議員皆思うてたんです よ。もう出てたんですよ。それが、今の形でいきなり出てくるから、こうして質問になる んですよ。だからさっきから言うてる、根回しもあれば誰もややこしいことにならないん ですよ。

ちゃんとそこのところで、提案理由の説明のところにその説明も入れるべきじゃないんですかということを伺います。

- 〇議長(高野正君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(福島教君) 細部説明の原案を私のほうでつくったわけなんですけども、 そこに普通財産のまま置いておいたほうがいいんじゃないでしょうかみたいなことは、 ちょっと書きにくい部分もありまして、普通、町の所有する建物であれば、基本は設置及 び管理条例というのがあるのが原則やと思うんです。

それに対して、まだなかなかその地元の受け皿となっていただける団体の像というのがまだはっきり見えていないという、そういう現実がございますので、ちょっとその辺の詳細の説明については、細部説明の中に入れさせてもらえなかったということでございます。以上です。

○議長(高野正君) いいですか。3番、碓井議員。

○3番(碓井啓介君) ちょっと前に戻るような形になるんですけれども、私、最初に説明を伺ったときに、あそこで大丈夫なんかと、あそこ使えるんかと、公民館使えるんかというお話で、そういうレストランというのはなかなかああいう場所では難しいんではないかという思いもありましたので、どっか場所を変えることはできやんのかとお伺いしたところ、拠点整備計画なんで場所は変えられんと、そしたらあそこで何とかせな仕方ないんかなと、あそこは使えるというご説明もありましたし、ここに来て、途中で変えるというようなお話もあったと、最終8月に決まったと、何かわけわからんのですわ。執行方のお話が。どこまでどれを信用してええんか、どうなんか。さっきの防災企画課長のざっとした、もっと緻密にお話ししといたほうがよかった、すいませんでしたで終わろうかなと思ってたんですけども、もうそれでおさめようかなとは思ってたんですけども、何かあっちこっちへお話が飛びますし、ほんまのとこどうなんかというところを、今言いにくかったら陰でこそっとでもいいから教えてください。

○議長(高野正君) いいですね。2番、谷議員。

〇2番(谷重幸君) 町長含め、ちょっとアドバイスとして聞いていただけたらいいんですが、やっぱり結局何も詰まってないからこうなるわけですよね、結局は大事なところが何にも決まってない。

今回、公民館の話ですけど、じゃあ資料館は、じゃあゲストハウスは、こんなんもう今 わかっているわけですよ。それどう管理していくんだという話になってくるんですよ。

やっぱり詰まってないから、こういう状況にならなしゃあないですよね。これ町長、 リーダーシップ発揮して、1回きっちりまとめられたらどうですか。

- 〇議長(髙野正君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 谷議員にお答えいたします。

それこそ、アドバイスということでありがとうございます。私自身もここで、地方創生ということで旗を振ってございます。私自身がトップリーダーでございます。そういった形の中で、今、谷議員がおっしゃるとおり、その辺につきましてまとめていきたいなと、このように思ってございます。

また、いろんな形の中で、議会の皆様方にはより早くということの中で、お知らせできることはしていきたいなと思ってございますので、今後ともその辺につきまして、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(髙野正君) いいですか。
- ○議員 「ありません」
- O議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) 議案に反対いたします。 よくわかりました。全く不理解というんじゃなしに、よくわかりました。 しかし、今の話を聞かせてもうてたら、当然これがレストランとして、実際するに当

たって、使うに当たっては管理条例もつくらないかん、また決めないかん、たくさん決めなくてはいけないことがあるんでしょう。

ということは、最初から私が申しましたように、予算つくった時点でこの形でいくんやと出ていたら、それはそれでええと、碓井議員の話じゃないですけども、ちょっと耳打ちでもあったらまたこうや。全然わからずじまいでこれが出てきたんやと、そうやとしたら管理条例もやっぱり条例である以上、規則じゃなしに条例である以上、この議会の議決は要るんです。そのときに一緒に出したらいいんじゃないですか。それならすっきりすると思うんです、今じゃなくても。そういう理由で、決してこれは地方創生に私が反対しているんじゃございません。応援しています。

またむしろ、私の目から見てみたら、うちとこの町は地方創生、ちょっと軽う見てるん違うんかな。これからの自治体にとって、地方創生というのは本当に1丁目1番地じゃないんかなと、私は思っております。それからしてみたら、すごくあやふやに見えます。そういう意味も含めまして、次の管理条例出てきたときに一緒にこれも出ていたら間に合うと思う。別に事務的に支障がないと思いますので、そのときなら賛成させてもらいます。

- **○議長(高野正君)** 賛成討論はありませんか。ほかにありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- **〇議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町公民館設置条例の 一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 美浜町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題と します。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第4号 美浜町文化財保護条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

国の文化財保護法の中に「地方公共団体の事務」として、「地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定し、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。」と定められているところですが、本条例の目的を規定する第1条中の文化財保護法の引用条文が、それまでの第98条の第2項から第182条第2項に変更されていることが判明したため、国の法律との整合性を図るため条例を改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。4番、北村議員。
- **〇4番(北村龍二君)** 今の副町長のお話の中では出てこなかったんですけども、町長の 提案理由説明、細部説明の中で、いつもは使わない言葉で「判明しましたので」とそこで おっしゃったんですけども、いつも使うのは判明ということは、何かがわかったというこ とで、順序よう進んでなかったというとり方でよろしいでしょうか。そしてまた、それは いつごろのことが、いつ判明したんでしょうか。
- 〇議長(髙野正君) 教育課長。
- **〇教育課長(西端成太郎君)** 北村議員にお答えをいたします。

判明の表現の件についてなんですけども、この法律が変わったのは平成16年、だから今から13年前ですかね。そういうことが判明したのがこの議会が始まる前ですから、7月とか8月とかそういうときに、担当の者が発見判明いたしまして、それで今回お願いしてることでございます。非常にぶざまなことで申しわけないんですけれども、またよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(高野正君) 4番、北村議員。
- **〇4番(北村龍二君)** 12年は長いですよね。逆に言うと、ほんならこの保護条例を 12年間見ることがなかった、使うこともなかったということでよろしいですか。
- 〇議長(髙野正君) 教育課長。
- ○教育課長(西端成太郎君) 条例自体は見てるんですけども、上位法であるそこの法律の何条を参照するという、そのとこがもう変わってるということが、もう最近の仕組み、全然わかってなくて、もう13年前ですので、普通は改正したときに何かの報告があり変えるのですが、そのときを逃せばなかなかそれをわかる機会がないというか、そういうことで今回たまたまわかったということで、改正のお願いしているところでございます。以上でございます。
- O議長(高野正君) 4番、北村議員。
- **〇4番(北村龍二君)** ということは、条例にもさかのぼらんでも大丈夫やという見解でよろしいですか。ひっかかって、ひっかかるということはがええかどうかわかりませんけども、条例には違反してないと、何もなかったということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(髙野正君) 教育課長。
- **〇教育課長(西端成太郎君)** 北村議員のおっしゃるとおりでございます。
- **〇議長(高野正君)** ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- **○議員** 「ありません」
- ○議長(髙野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- **○議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町文化財保護条例の 一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第5号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

今回の条例改正は、条文中「過料」の規定を定めています部分について、その根拠である介護保険法第214条第3項の規定が改められることから、同様に本条例も改正するものでございます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表をご参照ください。

第13条中にある「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、第2号被保険者の配偶者 やその世帯員も過料を科す対象とするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成29年7月1日から適用いたします。 以上で細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- **〇議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 美浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第6号 美浜町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして細部説明申し上げます。

このたび、国の公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が改正され、平成29年7月

26日より施行されました。

今回の改正は、一部の条文が削除、追加されたため、美浜町営住宅条例のうち引用する 部分が条ずれすることになりますので、入居者の同居の承認や入居の承諾などを定めた関 係部分を整備するものでございます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表をあわせてご参照ください。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。 これから採決します。この採決は挙手によって行います。 本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〇議員 (挙手多数)
- **○議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町営住宅条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時四十六分散会

再開は明日15日午前9時です。

お疲れさまでした。